

柏市地域防災計画

資料編

令和6年3月
修正

柏市地域防災計画

資料編

資料編目次

1. 条例・事務分掌	
資料 1-1 柏市災害対策本部条例	2
資料 1-2 柏市災害対策本部の事務分掌	3
資料 1-3 柏市防災会議条例	6
2. 各種協定	
資料 2-1 災害時に関する各種協定締結一覧	8
3. 活動体制	
資料 3-1 職員配備体制	16
資料 3-2 地区災害対策本部（市内21のコミュニティエリア地区）	17
4. 情報収集・伝達	
資料 4-1 指定電話・連絡責任者一覧	20
資料 4-2 千葉県防災行政無線	22
資料 4-3 柏市防災行政無線（固定系）	23
資料 4-4 柏市防災行政無線（固定系）屋外子局設置場所一覧	24
資料 4-5 柏市防災行政無線（固定系）戸別受信機設置場所一覧	26
資料 4-6 災害用IP無線配布場所一覧	27
資料 4-7 避難情報の伝達文例	34
5. 医療救護	
資料 5-1 災害拠点病院・災害医療協力病院	36
資料 5-2 トリアージ・タッグ	37
6. 応援要請	
資料 6-1 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲	40
資料 6-2 自衛隊県内部隊連絡先	41
資料 6-3 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	42
資料 6-4 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）	43
7. 災害時要配慮者支援	
資料 7-1 避難行動要支援者の現況	46
資料 7-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧	47
8. 避難対策	
資料 8-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	50
資料 8-2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数	55
資料 8-3 避難所入所記録簿の書式	56
資料 8-4 避難者カード	57
資料 8-5 物品の受け払い簿の書式	58
資料 8-6 避難所日誌の書式	59

9. 輸送支援	
資料 9-1 緊急輸送関係の様式	62
資料 9-2 緊急輸送（通行）車両確認証明書等	66
資料 9-3 ヘリコプター臨時離着場	69
10. 物資供給・給水	
資料 10-1 コミュニティエリア別防災資源一覧	72
資料 10-2 主な防災備蓄品一覧	74
資料 10-3 給水施設一覧	75
資料 10-4 米穀等調達関係書類の様式	77
11. 安否不明・遺体対応	
資料 11-1 安否不明・遺体対応の手続きフロー	86
資料 11-2 安否不明者の搜索受付から火・埋葬までの各書式	87
資料 11-3 火葬場の所在地	97
12. 生活支援	
資料 12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	100
資料 12-2 激甚災害指定基準	104
資料 12-3 局地激甚災害指定基準	107
資料 12-4 義援金品領収書の書式	109
資料 12-5 ごみ処理施設の現況	110
資料 12-6 住家被害程度の認定基準	111
資料 12-7 家屋被害調査票	112
資料 12-8 罹災証明申請	113
資料 12-9 応急仮設住宅建設候補地一覧	114
13. 水防	
資料 13-1 災害処理票	116
資料 13-2 水防活動書類様式	117
資料 13-3 気象情報の種類と発表基準	130
資料 13-4 水防警報の種類、内容及び発表基準	132
資料 13-5 洪水予報の発表	133
資料 13-6 直轄河川重要水防箇所一覧	135
資料 13-7 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）	144
資料 13-8 危険度評定基準（千葉県管理河川）	145
資料 13-9 過去の災害事例	146
資料 13-10 水防工法	159
資料 13-11 雨の強さと降り方の目安	161
資料 13-12 市内の樋管設置場所	162

14. 土砂災害危険

資料 14-1 土砂災害発生の恐れがある箇所……………164

15. 県への報告

資料 15-1 千葉県危機管理情報共有要綱……………168

資料 15-2 被害の認定基準……………176

資料 15-3 報告様式……………180

1. 条例・事務分掌

柏市災害対策本部条例

〔 昭和37年9月28日 〕
〔 条 例 第 33 号 〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、柏市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正(平成8年条例3号・平成25年条例1号)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

全部改正(平成8年条例3号)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

追加(平成8年条例3号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2 災害対策本部の事務分掌

① 本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
本部長	市長	(1) 防災会議、本部会議の議長となること (2) 避難情報の発令、警戒区域の設定を行うこと (3) 市民向け緊急声明を発表すること (4) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと (5) その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること (6) 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	(1) 本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること (2) 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスをすること (3) 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交換要員となること
本部長付	教育長 上下水道事業管理者 代表監査委員	(1) 本部長及び副本部長を補佐すること (2) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること
本部員	部局長 理事	(1) 部長及び理事として、担当部の職員を指揮監督すること (2) 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること (3) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める

② 組織の編制及び事務分掌

部局名	所掌事務
危機管理部	(1) 柏市防災会議に関すること (2) 災害対策本部の設置及び運営に関すること (3) 気象情報及び災害情報、収集と伝達に関すること (4) 県災害対策本部との連絡に関すること (5) 県、市防災行政無線の運用統制に関すること (6) 防災関係機関及び自衛隊との連絡調整に関すること (7) 記録の編集・保存に関すること (8) 被害状況調査の統括に関すること
総務部	【人事業務】 (1) 職員の動員に関すること (2) 災害対策従事職員名簿の作成及び給食に関すること 【管理業務】 (1) 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること (2) 災害時の配車計画及び車両借り上げに関すること (3) 市有財産の被害調査に関すること (4) 応急措置のための土地収用等に関すること
企画部	(1) 災害対策本部の記録に関すること (2) 災害復興計画策定に関すること (3) 国及び県への災害に係る要望、陳情に関すること (4) 本部長の特命事項に関すること (5) 他市への応援要請に関すること (6) 各部局との災害対策に係る連絡調整に関すること (7) 帰宅困難者対応に関すること (8) 市外被災者の受け入れに関すること
財政部	(1) 家屋及び土地の被害状況の調査に関すること (2) 災害時の応急財政措置に関すること (3) 国・県等の補助金に関すること (4) 非常用備品等の購入に関すること (5) 市税の減免に関すること (6) 罹災証明・被災届出証明の発行に関すること
広報部	(1) 災害情報の広報に関すること (2) 報道機関との連絡に関すること (3) 災害時の記録、写真撮影に関すること (4) 本部長、副本部長及び本部長付の秘書に関すること (5) 災害見舞い及び視察者の接遇に関すること

部局名	所 掌 事 務
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所の統括に関する事 (2) 地区災害対策本部の任務に関する事 (3) 避難場所・避難所（所管施設）の開設、維持管理に関する事 (4) 埋火葬許可証の発行に関する事 (5) 避難所の開設及び維持管理に関する事 (6) 沼南庁舎及び機器の準備・人員配置に関する事 (7) 沼南庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事 (8) 沼南庁舎と本庁との連絡調整に関する事
健康医療部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療関係機関との連絡調整に関する事 (2) 医療品等衛生材料の確保配分に関する事 (3) 医療救護活動の情報収集に関する事 (4) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関する事 (5) 応急救護班の編成に関する事 (6) 被災地区の保健衛生、防疫活動に関する事 (7) 医療機関情報及び衛生関係被害状況の調査、報告に関する事 (8) 感染症予防対策に関する事 (9) 被災ペットの保護に関する事 (10) 福祉部の応援に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉関係団体との連絡調整に関する事 (2) 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事 (3) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関する事 (4) 災害救助法の総括に関する事 (5) 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関する事 (6) 災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 (7) 要配慮者対策に関する事 (8) 安否不明者の捜索に関する事 (9) 遺体の収容及び処理に関する事 (10) 義援金品及び救護物資の受入配分に関する事 (11) ボランティアに関する事
こども部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管施設の維持管理に関する事 (2) 災害遺児の支援に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の防疫及び消毒（保健衛生上必要とされる場合）に関する事 (2) 応急、仮設トイレの設置計画及び維持管理に関する事 (3) し尿の非常処理に関する事 (4) ごみの非常処理に関する事 (5) 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事
経済産業部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食糧、寝具、日用品等生活必需物資の調達供給に関する事 (2) 医療機関への燃料供給に関する事 (3) 商工業関係被害状況の調査に関する事 (4) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 (5) 罹災企業に対する緊急融資に関する事 (6) 農業関係被害状況の調査に関する事 (7) 罹災農家に対する緊急融資に関する事
都市部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災都市づくりに関する事 (2) 災害復興計画策定に関する事 (3) 災害危険地域の巡視、応急処理、広報に関する事 (4) 住宅の被害調査及び応急対策に関する事 (5) 応急仮設住宅の建設に関する事 (6) 土地区画整理事業の対策に関する事 (7) 公園施設の被害状況調査及び保全に関する事 (8) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関する事

部局名	所 掌 事 務
土木部	(1) 災害時の道路占有及び通行制限に関すること (2) 土木関係機関との連絡調整に関すること (3) 災害危険地域の巡視及び応急処理に関すること (4) 土木業者等関係業者への協力要請等に関すること (5) 交通関係機関等との連絡調整に関すること (6) 交通安全対策に関すること (7) 道路障害物の除去に関すること (8) 土木施設の被害調査及び復旧に関すること (9) 都市計画道路の被害状況調査に関すること (10) 家屋の浸水に対する応急措置に関すること (11) 樋管の管理に関すること (12) 水防活動に関すること (13) その他治水対策に関すること
会計課	(1) 総務部の応援に関すること (2) 義援金（募金）の受付に関すること
上下水道局	(1) 応急給水対策に関すること (2) 水道施設の応急修理及び復旧に関すること (3) 水道関係機関との連絡調整に関すること (4) 飲料水の確保、供給、水質検査に関すること (5) 水道施設被害状況の調査及び報告に関すること (6) 災害対策従事職員名簿の作成及び給食に関すること (7) 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること (8) 樋管の管理に関すること
議会事務局	(1) 市議会議員との連絡調整に関すること (2) 総務部の応援に関すること
選挙管理委員会事務局	(1) 総務部の応援に関すること
監査事務局	
教育総務部 学校教育部	(1) 児童・生徒の避難計画に関すること (2) 炊き出し設備の確保及び炊き出しの協力に関すること (3) 所管施設の安全確認に関すること (4) 所管施設の応急対策に関すること (5) 罹災児童・生徒に対する学用品支給に関すること (6) 災害時の応急教育対策に関すること (7) 避難場所・避難所（教育委員会所管施設）の開設及び維持管理に関すること (8) 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること
生涯学習部	(1) 教育関係機関との連絡調整に関すること (2) 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること (3) 文化財の応急保護対策に関すること (4) 所管施設の応急対策に関すること (5) 避難場所・避難所（教育委員会所管施設）の開設及び維持管理に関すること (6) 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること (7) 学校教育部の応援に関すること
消防局 （消防署・分署） （消防団）	(1) 災害現場における消防活動に関すること (2) 危険地域の警戒に関すること (3) 消防関係の人員及び資機（器）材の輸送に関すること (4) 消防通信に関すること (5) 消防職団員の動員及び名簿の作成並びに給食に関すること (6) 被害状況調査報告及び災害記録に関すること (7) 消防の相互応援に関すること

柏市防災会議条例

〔昭和 37 年 9 月 28 日〕
条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、柏市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 4 人
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 4 人
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 1 人
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 15 人以内
- (5) 教育長 1 人
- (6) 消防局長及び消防団長 2 人
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者 10 人以内
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 1 人
- (9) その他市長が必要と認め委嘱する者 7 人以内

6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則 (省略)

2. 各種協定

資料2-1 災害時に関する各種協定締結一覧表

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
1	自治体間	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	S50.7.24	市川市、松戸市 他 (計8市)	8市	1
2	自治体間	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書	H8.2.23	千葉県、県内各市町村 (計81県市町村)	81県市町村	37
3	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H9.2.25	茨城県水戸市		38
4	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	神奈川県綾瀬市		59
5	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	福島県只見町		60
6	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	青森県つがる市		61
7	自治体間	中核市災害相互応援協定	H20.10.20 (R3.4.1 再締結)	全国各中核市	62市	69
8	自治体間	健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する協定書	H24.5.31	船橋市		91
9	自治体間	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	H25.7.12	茨城県北茨城市 他 (計68市町)	68市町	104
10	自治体間	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30.10.31	茨城県水戸市		133
11	自治体間	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	H10.5.18	社団法人日本水道協会千葉県支部	56団体	144
12	自治体間	千葉県立柏の葉公園の防災備蓄倉庫の管理に関する協定書	H4.6.3	千葉県		145
13	医療・救護	災害時の歯科医療活動に関する協定書	H9.3.27	一般社団法人 柏歯科医師会		39
14	医療・救護	災害時の薬剤師会の協力に関する協定書	H10.7.22	一般社団法人 柏市薬剤師会		46
15	医療・救護	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	H12.7.25 (H25.4.25 再締結)	公益社団法人 千葉県柔道整復師会 柏・我孫子支部		50
16	医療・救護	災害時における医療活動に関する協定書	H25.2.1	一般社団法人 柏市医師会		99
17	医療・救護	災害時における助産師による支援活動の協力に関する協定書	R4.3.30	一般社団法人千葉県助産師会		153
18	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	ニッカウヰスキー株式会社 柏工場		8
19	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	伊藤ハム株式会社 東京工場		9
20	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	医療法人社団柏水会 初石病院		10
21	飲料水	千葉県水道災害相互応援協定	H7.11.2 (H26.9.30 再締結)	千葉県下水道事業管理者 (計63団体)	63団体	34
22	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	H23.12.9	学校法人 二松学舎		88
23	飲料水	災害時等における飲料水の供給等に関する協定書	H25.1.11	株式会社伊藤園		97
24	飲料水	災害時等における飲料水の供給等に関する協定書	H26.1.10	エースター株式会社		110
25	飲料水	災害時等における飲料水の供給等に関する協定書	R1.5.27	イチカワ株式会社		138
26	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	富士機材株式会社 千葉支店		24
27	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	株式会社日立製作所 千葉支店		25
28	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	株式会社日立ブランドサービス 関東支店		26
29	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	大和化成株式会社 千葉営業所、 東亞合成株式会社	2社	27, 28
30	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	前澤給装工業株式会社 千葉営業所		29
31	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	太三機工株式会社		30
32	応急復旧	災害時における復旧工事等の協力に関する協定書	H7.10.1	柏市管工事協同組合		33

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
33	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H11.10.8	柏市建設業会		48
34	応急復旧	災害時の応急措置に関する協定書	H19.11.27	千葉土建一般労働組合 柏流山支部		65
35	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H20.3.26	柏市造園業会		67
36	応急復旧	災害時の応援業務に関する協定書	H23.2.7	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関東支店		82
37	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H23.4.28	柏市建設関連防災ネットワーク		85
38	応急復旧	災害時及び緊急時における復旧工事等の協力に関する協定書	H30.3.1	昱株式会社千葉支店		132
39	応急復旧	災害時における停電復旧の連携に関する基本協定書	R3.1.22	東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社		148
40	施設	災害時における施設の使用に関する協定書	S63.3.22	株式会社日立製作所(日立柏総合グラウンド)		14
41	施設	日立柏総合グラウンドの防災備蓄倉庫の使用に関する協定書	H7.12.14	株式会社日立製作所(日立柏総合グラウンド)		116
42	施設	災害時における施設の使用に関する協定書	H5.2.1	千葉県(千葉県立柏の葉公園)		20
43	施設	柏市並びに柏市内に所在する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの災害時における相互援助に関する協定書	H10.2.18 (H28.8.23 再締結)	社会福祉法人 千葉県厚生事業団 他(計17団体)	17団体	53
44	施設	災害時における施設の利用に関する協定	H18.11.14	海上自衛隊下総教育航空群		63
45	施設	災害時における土地の使用及び建物の使用に関する協定書	H21.3.31	利根川下流河川事務所		70
46	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	学校法人 二松学舎(二松学舎大学、二松学舎大学附属柏中学校・高等学校)		76
47	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	学校法人 日本体育大学(日本体育大学柏高等学校)		77
48	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	流通経済大学付属柏高等学校		78
49	施設	災害時における施設等の協力に関する協定書	H22.4.14	柏市旅館業組合	2団体	79, 80
50	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 千葉県厚生事業団		81
51	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 望陽会		81
52	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 豊珠会		81
53	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 清泉会		81
54	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 美野里会		81
55	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 真和会		81
56	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 沼風会		81
57	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 三誠会		81
58	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 大和会		81
59	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 敬愛会		81
60	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 マーナーオーク ガーデンズ		81
61	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 涼風会		81
62	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人 新柏会		81
63	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H24.3.23	社会福祉法人 小羊会		81
64	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H24.3.23	社会福祉法人 北斗泰山会		81
65	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H27.10.1	社会福祉法人 天宣会		81

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
66	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H27.10.1	社会福祉法人 葵新生会		81
67	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H23.3.10	気象大学校		84
68	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H23.12.12	社会福祉法人 桐友学園		86
69	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H23.12.12	社会福祉法人 柏光会		87
70	施設	災害時等における要援護障害者の避難所施設使用に関する協定書	H24.11.1	千葉県立柏特別支援学校		92
71	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H25.3.29 (R3.6.15 再締結)	学校法人 廣池学園		101
72	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H25.11.28	公益財団法人 吉田記念テニス研修センター		109
73	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H26.3.20	社会福祉法人 緑の会		111
74	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H26.3.20	社会福祉法人 高柳福祉会		112
75	施設	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	H28.3.15	DayOneタワー管理組合		114
76	施設	沼南老人福祉センター「いこい荘」の避難所の指定について	H23.12.22	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会		117
77	施設	災害の発生時における帰宅困難者の受入等の協力に関する協定	H26.8.1	三井不動産株式会社		119
78	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人 かたくり会		121
79	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人 ぶるーむ		122
80	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人 よつば		123
81	施設	災害時における避難所等の施設利用に関する協定書	H31.3.11	市内の県立高等学校	8校	135
82	施設	災害時における避難所等の施設利用に関する協定書	R4.1.27	みずほ信託銀行株式会社 他	4社	152
83	施設	災害発生時における施設等の利用に関する協定書	R4.11.29	パウダーテック株式会社		156
84	施設	災害時等における施設の利用に関する協定書	R4.12.27	東神開発株式会社		157
85	施設	災害時等における施設並びに設備の使用に関する協定書	R5.9.5	株式会社安田屋		163
86	施設	災害時における施設等の使用に関する協定書	R5.12.8	財務省税関研修所		164
87	施設	災害発生時における施設等の使用に関する協定書	R6.2.20	学校法人 祁山学園		165
88	消防	柏市我孫子市消防相互応援協定書	S60.12.26 (R3.1.19 再締結)	我孫子市		11
89	消防	柏市野田市消防相互応援協定書	S60.12.27 (R3.1.19 再締結)	野田市		12
90	消防	柏市流山市消防相互応援協定書	S62.4.1 (R3.1.19 再締結)	流山市		13
91	消防	千葉県広域消防相互応援協定書	H4.4.1 (H18.8.22 再締結)	県内各市町村 (計70団体)	70団体	16
92	消防	柏市・取手市消防相互応援協定	H7.2.15	茨城県取手市		21
93	消防	災害時等における用水の運搬に関する協定書	R2.2.17	北柏建材有限会社		139
94	消防	災害時等における用水の運搬に関する協定書	R2.2.17	株式会社丸昭建材		140
95	消防	松戸市柏市消防相互応援協定	H10.3.20 (R3.1.19 再締結)	松戸市		41
96	消防	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書	H12.3.18 (R1.10.1 再締結)	三郷市 他 (計28団体)	28団体	49
97	消防	柏市印西地区消防組合消防本部消防相互応援協定書	H17.3.28	印西地区消防組合		54
98	消防	柏市鎌ヶ谷市消防相互応援協定書	H17.3.28 (R3.1.19 再締結)	鎌ヶ谷市		55

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
99	消防	鉄道災害時における鉄道軌道業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.3.31	千葉県内消防本部(局)30団体、鉄道軌道事業者15団体、千葉県	46団体	71
100	消防	災害時における応援等に関する協定について	R1.11.18	海上自衛隊下総教育航空群		146
101	消防	柏市・常総地方広域市町村圏事務組合消防相互応援協定書	R2.3.30	常総地方広域市町村圏事務組合		141
102	消防	災害時等における消防用水の供給支援に関する協定書	R2.4.22	千葉北部生コンクリート協同組合	18団体	143
103	燃料	災害時における燃料供給に関する協定書	H19.6.1 (H30.11.16再締結)	一般社団法人 千葉県LPガス協会 柏・我孫子支部		64
104	燃料	災害時等における燃料の供給等に関する協定書	H24.2.3	千葉県石油商業協同組合 柏支部		89
105	廃棄物	一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定	H7.4.1	千葉市 他(計4市)	4市	22
106	廃棄物	災害時における仮設トイレレンタル業務に関する協定書	H7.9.1	株式会社関東広興		31
107	廃棄物	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	H9.7.31	県内各市町村等(計99団体)	99団体	42
108	廃棄物	災害時における廃棄物の搬送等に関する協定書	H10.5.1	柏市廃棄物処理業協業組合		43
109	廃棄物	災害時における廃棄物の搬送等に関する協定書	H10.5.1	柏市再生資源事業協業組合		44
110	廃棄物	災害時におけるし尿の搬送等に関する協定書	H10.5.1	一般社団法人 柏市・我孫子市浄化槽対策センター		45
111	廃棄物	一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定	H13.11.30	松戸市 他(計6団体)	6団体	51
112	廃棄物	災害廃棄物等の処理に関する協定書	R3.8.25	住友大阪セメント株式会社		149
113	廃棄物	災害廃棄物等の処理に関する協定書	R3.11.16	DOWAエコシステム株式会社		150
114	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	株式会社長崎屋ドン・キホーテ 柏駅前店		2
115	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	株式会社高島屋 柏店		4
116	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	株式会社丸井柏店		6
117	物資	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	H14.3.21	生活協同組合コープみらい、生活協同組合バルシステム千葉、生活クラブ生活協同組合	3団体	52
118	物資	全国公設地方卸売市場協議会 災害時相互応援に関する協定書	H21.5.30 (H29.9.1再締結)	豊田市 他(全国公設地方卸売市場協議会 関東・中部ブロック会・47団体)	47団体	72
119	物資	災害時における生鮮食料品の供給に関する協定書	H21.5.30 (H29.9.20再締結)	東京シティ青果株式会社 千葉支社 柏市場		73
120	物資	災害時における生鮮食料品の供給に関する協定書	H21.5.30 (H29.9.19再締結)	柏魚市場株式会社		74
121	物資	災害時における花きの供給に関する協定書	H21.5.30 (H29.9.20再締結)	株式会社第一花き		75
122	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H24.2.27	株式会社マミーマーケット		90
123	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.1.8	ちば東葛農業協同組合		94
124	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.1.8	市川市農業協同組合		95
125	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.5.8	株式会社赤ちゃん本舗		102
126	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.10.10	石井食品株式会社		107
127	物資	災害時における物資供給に関する協定書	H28.10.17	株式会社マツモトキヨシ		115
128	物資	「災害時の物資供給」等に関する協定書	H27.12.24	株式会社セブン-イレブン・ジャパン		120
129	物資	災害時における資機材調達に関する協定書	H30.4.13	株式会社レンタルのニッケン 柏営業所		131

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
130	物資	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	H30.9.1	三協フロンテア株式会社		130
131	物資	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	H31.3.20	東日本段ボール工業組合		136
132	物資	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	R2.7.16	株式会社デベロップ 広島建設株式会社	2社	147
133	物資	災害時における資機材調達に関する協定書	R4.7.1	新光重機株式会社		154
134	物資	災害時における物資等の供給に関する協定書	R4.7.12	まくら株式会社		155
135	物資	災害時の物資供給等に関する協定書	R5.2.7	株式会社カインズ		158
136	物資	災害時における物資供給に関する協定書	R5.8.4	NPO法人コメリ災害対策センター		161
137	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H4.11.1	東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社		17
138	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H4.12.15	株式会社NTT東日本-千葉 東葛 営業支店		18
139	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H5.2.1	京葉ガス株式会社		19
140	情報	柏市民への安全安心情報の提供に係わる支援協力に関する協定書	H17.7.4	株式会社ジェイコムイースト 東 関東局		57
141	情報	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	H20.3.31	千葉県		68
142	情報	災害時の情報交換に関する協定	H23.1.26	国土交通省関東地方整備局		83
143	情報	災害時における放送等に関する協定書（柏市における防災行政無線放送の再送信に関する覚書）	H25.9.19	株式会社ジェイコムイースト		106
144	情報	災害時等における情報収集・伝達の協力に関する協定書	H25.10.15	柏沼南アマチュア無線クラブ		108
145	情報	柏市防災行政無線局の設置等に関する協定書	H25.3.25	首都圏新都市鉄道株式会社		118
146	情報	災害に係る情報発信等に関する協定書	H30.4.23	ヤフー株式会社		129
147	情報	災害時における被害情報などの収集に関する協定書	R5.8.2	株式会社KD企画		160
148	輸送	災害時における物資の貨物自動車輸送に関する協定書	H17.4.8	一般社団法人 千葉県トラック協 会		56
149	輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	H29.11.10	佐川急便株式会社		128
150	航空機	災害時における航空機の出動に関する協定書	S63.7.20	朝日航洋株式会社		15
151	その他	災害発生時における柏市と柏市内郵便局の協力に関する協定書	H9.7.28 (H29.11.2 8再締結)	日本郵便株式会社 柏郵便局		40
152	その他	災害時における支援協力に関する協定書	H17.8.29	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互 助協会		58
153	その他	災害時における防災活動協力に関する協定	H18.8.23	イオンリテール株式会社 イオン 柏店		62
154	その他	救助犬の出動に関する協定書	H20.2.19	特定非営利活動法人 日本救助犬 協会		66
155	その他	柏市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定書	H24.12.27	公益社団法人 千葉県建築士事務 所協会 東葛支部、千葉県建築士 会 柏支部	2団体	93
156	その他	災害発生時における相互協力に関する協定書	H25.2.27	柏警察署		98
157	その他	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	H25.9.5	千葉県土地家屋調査士会		105
158	その他	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	H28.1.6	東電タウンプランニング株式会 社		113
159	その他	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H29.8.7	株式会社ゼンリン		127
160	その他	災害時における物資の優先供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書	H30.8.1	株式会社イトーヨーカ堂		5
161	その他	災害時における支援協力に関する協定書	H30.11.29	千葉県行政書士会		134
162	その他	災害時の相互協力に関する協定書	H31.4.4	株式会社NTTドコモ千葉支店		137
163	その他	感染症対策消毒業務に関する協定書	R2.4.16	一般社団法人千葉県ペストコン トロール協会		142
164	その他	災害時における避難所の清掃及び消毒に関する協定書	R5.3.30	東葉ビル管理株式会社		159

	区分	協定内容	協定日	協定先	協定先数 (複数の場合)	協定書番号
165	その他	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	R5.6.1	社会福祉法人柏市社会福祉協議会		162

協定数 計	165
-------	-----

3. 活動体制

職員配備体制

令和6年3月現在

■震災

各部局長は、地震の発生を知ったとき、または地震発生のおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、災害対応を実施する。

※消防局の参集体制は別に定める。

※注意配備時の参集は各部局判断とするが、連絡体制の確認等、状況に応じて必要な人員を確保する。

本部	配備	配備基準	参集体制(※)
—	注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内震度が4を記録したとき。 ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。 	各部局必要 人員参集
警戒本部	警戒 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内震度が5弱を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたととき。 	職員の1/2参集
災害対策本部	非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内震度が5強以上を記録したとき。(自動配備) ■ 災害の発生その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたととき。 	全職員参集

■風水害

本部 (※1)	配備	配備基準	参集体制(※2)
—	注意 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生が予測されるとき ■ その他の状況により市長が必要と認めたととき 	土木・危機管理各部の職員
警戒本部	警戒 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨、洪水、暴風、大雪等の警報が発表されたとき (自動配備) 	土木・危機管理・総務・市民生活・広報・経済産業・都市各部の警戒配備職員及び当該部が必要とする職員(※3)
	警戒 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ その他の状況により市長が必要と認めたととき 	配備検討会議での決定または警戒本部の指示による(※3)
水防本部	水防 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨警報又は洪水警報が発表され、かつ警戒本部において危機管理部長が必要と認めるとき ■ その他、市長が認めるとき 	第3章第2節第12 1 (3) 職員の配備・動員に準ずる
災害対策本部	非常 第一 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市域に局所的災害が発生したとき ■ その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたととき 	消防局職員を除く全職員の1/6(※4)
	非常 第二 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市的に災害が発生したとき ■ その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたととき 	消防局職員を除く全職員の4/6(※4)
	非常 第三 配備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市的に災害が拡大し、非常第二配備では対処できないとき ■ その他の状況により市長(本部長)が必要と認めたととき 	消防局職員を除く全職員(※4)

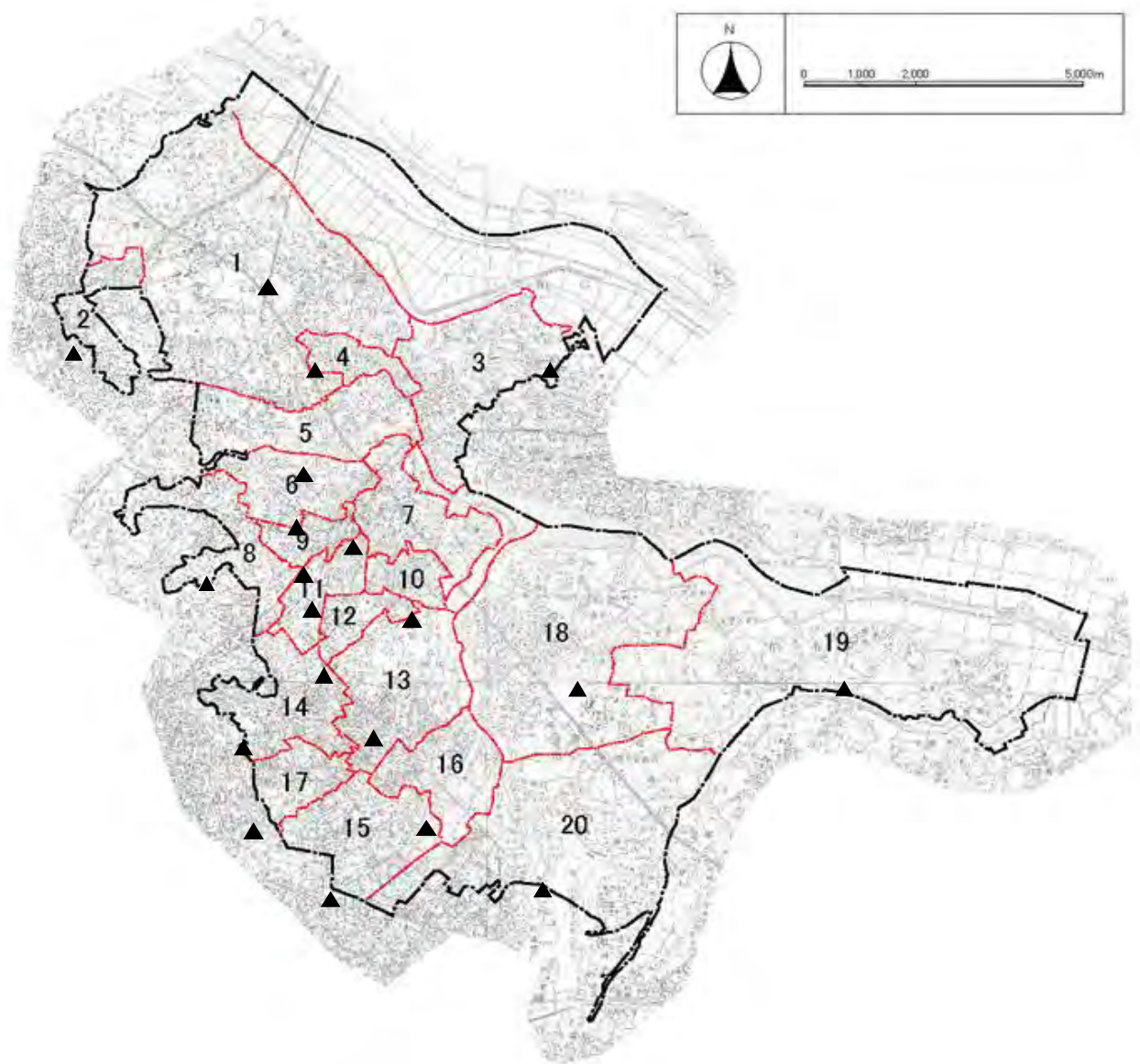
※1 本部立ち上げの順序は、災害規模等に応じて変動する。

※2 消防局の参集体制は別に定める。

※3 県が災害即応体制をとった場合は、県の地域振興事務所等から地域リエゾン(情報連絡員)1名が派遣される。リエゾンは、情報収集及び県と市間の連絡調整等を目的としており、人員不足を補うための職員派遣とは異なる。

※4 災害対策本部が設置された場合(または災害により死者・安否不明者が発生した場合、その他県が認めた場合)に、県本庁リエゾンが追加で1名派遣される。

資料3-2 地区災害対策本部（市内21のコミュニティエリア地域）



	コミュニティエリア	地区災害対策本部
1	田中・柏の葉地域 ※	田中近隣センター
2	西原地域	西原近隣センター
3	富勢地域	布施近隣センター
4	松葉地域	松葉近隣センター
5	高田・松ヶ崎地域	高田近隣センター
6	豊四季台地域	豊四季台近隣センター
7	柏中央地域	柏中央近隣センター（アミュゼ柏）
8	新富地域	新富近隣センター
9	旭町地域	旭町近隣センター
10	新田原地域	新田原近隣センター
11	富里地域	富里近隣センター
12	永楽台地域	永楽台近隣センター
13	増尾地域	増尾近隣センター
14	光ヶ丘地域	光ヶ丘近隣センター
15	南部地域	南部近隣センター
16	藤心地域	藤心近隣センター
17	酒井根地域	酒井根近隣センター
18	風早北部地域	沼南近隣センター
19	手賀地域	手賀近隣センター
20	風早南部地域	高柳近隣センター

※ 平成31年4月、市内21箇所目の柏の葉コミュニティエリアを設置

4. 情報収集・伝達

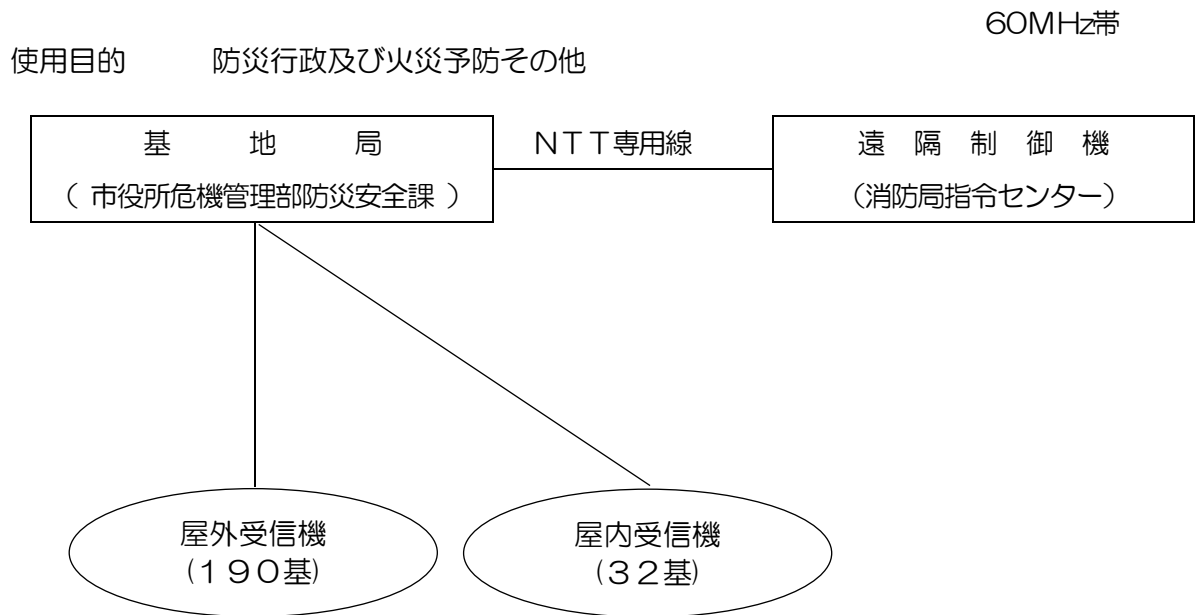
資料 4-1 指定電話・連絡責任者一覧

区分	機関の名称		番号		
			指定電話	ファクシミリ	防災(行政)無線
柏市	災害対策本部		04-7167-1111	04-7163-2188	
	健康医療部		04-7167-1255	04-7167-1732	
	上下水道局		04-7166-2191	04-7167-1165	
	消防局		04-7133-0117	04-7133-4000	
国	総務省消防庁	広域応援室 (勤務時間内)	03-5253-7527	03-5253-7537	[地上系] 120-90-49013 (F)120-90-49033 [衛星系] 048-500-90-49013 (F) 048-500-90-49033
		宿直室 (勤務時間外)	03-5253-7777	03-5253-7553	[地上系] 120-90-49102 (F)120-90-49036 [衛星系] 048-500-90-49102 (F) 048-500-90-49036
千葉県	防災危機管理部防災対策課	災害対策室 (勤務時間内)	043-223-2175	043-222-1127	[地上系] 500-7320 (F)500-7298 [衛星系] 012-500-7320 (F)012-500-7298
		情報通信管理室 (勤務時間外)	043-223-2178	043-222-5219	[地上系] 500-7225 (F)500-7110 [衛星系] 012-500-7225 (F)012-500-7110
	東葛飾地域振興事務所 地域振興課		047-361-2111	047-367-4348	502-721・723 (F)502-722
	県土整備部河川環境課 防災対策室		043-223-3156	043-221-1950	
	松戸健康福祉センター(松戸保健所)		047-361-2121	047-367-7554	
	柏土木事務所		04-7167-1201	04-7167-1205	
	東葛飾農業事務所		04-7143-4121	04-7144-8260	
指定 地方 行政 機関	農林水産省関東農政局 千葉県拠点		043-224-5611	043-227-7135	
	気象庁 銚子地方气象台		0479-23-7705	0479-23-4460	
	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所		043-285-0343	043-287-7895	
	同 柏維持修繕出張所		04-7143-4230	04-7144-2063	
	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所		0480-52-3956	0480-52-9529	
	同 守谷出張所		0297-48-2441	0297-48-1969	
	国土交通省関東地方整備局 利根川下流河川事務所		0478-52-6368	0478-52-9726	
	同 北千葉導水路管理支所		04-7189-3211	04-7189-6144	
	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所		04-7125-7436	04-7125-2947	
	同 蓮河出張所		04-7152-0102	04-7152-6961	

区分	機関の名称	番号		
		指定電話	ファクシミリ	防災無線
指定 地方 公共 機関	東日本電信電話(株)東葛営業所	04-7162-4650		
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	0120-995-007 03-6375-9803(有料)		
	京葉ガス(株)導管部保安指令センター 指令グループ	047-325-4505		
	京和ガス(株)	04-7155-1500		
	東日本旅客鉄道(株)柏駅	04-7164-5135		
	同我孫子保線技術センター	04-7182-0413		
	東武鉄道(株)東武柏駅	04-7145-2211		
	首都圏新都市鉄道株式会社(株)柏の葉駅	04-7136-0111		
	日本放送協会千葉放送局	043-03-7311		
	日本赤十字社千葉県支部	043-241-7531		
	手賀沼土地改良区	0476-42-2821		
	一般社団法人柏市医師会	04-7128-5551		
	一般社団法人柏市歯科医師会	04-7147-6500		
	一般社団法人柏市薬剤師会	04-7142-7376		
	柏市建設関連防災ネットワーク	04-7133-7667		
	一般社団法人千葉県バス協会	043-215-8805		
	一般社団法人千葉県トラック協会	043-247-1131		

（令和6年3月現在）

図 柏市防災行政無線（固定系）



資料4-4 柏市防災行政無線（固定系）屋外子局設置場所一覧

NO	名称	所在地	NO	名称	所在地
1	布瀬(宮前)	布瀬1403	51	鷺野谷工業団地協同組合	鷺野谷806-25
2	// (納谷)	布瀬2290-2	52	片山(手賀の丘公園)	片山849
3	// (沖戸下)	布瀬3128-4	53	手賀(手賀東小学校)	手賀479-7
4	// (駒形)	布瀬1617-2	54	布瀬(木崎台)	布瀬249-1地先
5	手賀(下ノ坊)	手賀712-1	55	藤ヶ谷(沼南体育館)	藤ヶ谷1908-3
6	// (柏作)	手賀1419-1	56	藤ヶ谷(中木戸)	藤ヶ谷565-6地先
7	片山(辻ノ内)	片山708-1	57	高柳(高柳分署上)	高柳826-5
8	柳戸(西下)	柳戸419-2	58	高柳(蟹打)	高柳1495-4
9	// (平臺)	柳戸640-2	59	高南台(稻荷峠公園)	高南台3-9
10	泉(宮ノ後)	泉1359	60	しいの木台(野馬公園)	しいの木台4-42
11	// (中城)	泉414	61	しいの木台(高柳西保育園)	しいの木台5-31-2
12	金山(根古)	金山490	62	高柳(近隣センター)	高柳1652-10
13	染井入新田(三王前)	染井入新田110地先	63	高柳(須崎)	高柳1264-2
14	// (妙見内)	鷺野谷2-1	64	塚崎(市民プール)	塚崎1451-6
15	岩井(屋敷)	岩井425	65	風早(第2工業団地)	風早1-13-8
16	若白毛(蔵下)	若白毛74-1	66	塚崎(風早中学校)	塚崎1319-1
17	// (西山)	若白毛西堀ノ内740	67	塚崎(新屋敷)	塚崎243
18	// (下清水)	若白毛942-6	68	柏第三小学校	若葉町4-54
19	箕輪(物見塚)	箕輪377-1	69	藤心小学校	藤心880-1
20	五條谷(前田)	五條谷188-1地先	70	酒井根小学校	酒井根19-2
21	大井(大木戸)	大井1866-1	71	柏第八小学校	永楽台2-8-1
22	// (宮ノ前)	大井1741-1	72	廣池学園	光ヶ丘2-1-1
23	// (大木戸出口)	大井768-2	73	中原小学校	中原1821-1
24	大島田(役場上)	大島田48-1	74	酒井根西小学校	酒井根662-1
25	大井(八幡下沖)	大井1376-3	75	桜台保育園	桜台9-6
26	// (中ノ橋)	大井109-1	76	常盤台第一公園	常盤台3
27	大津ヶ丘(中ノ橋公園)	大津ヶ丘3-22	77	加賀第四公園	加賀1-13
28	// (向原公園)	大津ヶ丘1-38	78	なかまち第一公園	南逆井5-10
29	// (南田公園)	大津ヶ丘3-14	79	酒井根第一公園	酒井根2-38
30	// (中央公園)	大津ヶ丘2-1	80	柏第二中学校	弥生町6-6
31	大島田(経塚)	大島田543-3	81	あかね第二公園	あかね町8
32	大津ヶ丘(歩道橋脇)	大津ヶ丘4-5-1	82	今谷上町第一公園	今谷上町41
33	塚崎(白幡)	塚崎1084-1	83	南ヶ丘第二公園	増尾7-5
34	藤ヶ谷新田(熊野神社)	藤ヶ谷新田4-1	84	逆井第二公園	逆井874
35	藤ヶ谷(城之堀)	藤ヶ谷680-1	85	ふじ第一公園	藤心781-119
36	// (矢ノ橋台)	// 1198-1	86	柏市役所	柏5-10-1
37	// (平作)	// 1790-1	87	逆井小学校	逆井452-2
38	高柳(槐原)	高柳781-6	88	柏第五小学校	柏932-7
39	// (高柳台)	高柳675-3	89	鷺の山公園	増尾5-9
40	// (新堀)	高柳454-1	90	豊小学校	豊四季610-2
41	// (千場)	高柳1412	91	増尾西小学校	増尾3-5-9
42	// (塚越)	高柳927-1	92	カゴメ倉庫	中新宿3-11-1
43	// (中島込)	高柳1568-42	93	関場町民有地	関場町4
44	高柳新田(中峠)	高柳新田3-1	94	土小学校	増尾4-4-1
45	しいの木台(白馬公園)	しいの木台3-10	95	光ヶ丘中学校	光ヶ丘4-23-1
46	緑台(緑台公園)	緑台6-5	96	土南部小学校	新逆井1-10-1
47	大井(舟戸)	大井2206-1	97	南部中学校	南増尾6-16-1
48	岩井(水道事務所)	岩井802-4	98	逆井中学校	逆井555
49	箕輪(枅方)	箕輪163地先	99	並木第二公園	南逆井2-2
50	岩井(於中山)	岩井325	100	第四水源地	南増尾4-9

NO	名称	所在地	NO	名称	所在地
101	増尾城跡総合公園 1	名戸ヶ谷805地先	151	船戸会館	船戸1129-1
102	増尾城址総合公園 2	増尾553-6地先	152	大青田妙見神社	大青田1109
103	小山台公園	増尾2-23	153	大室ふるさとセンター	大室791
104	南部老人福祉センター	藤心293-1	154	円性寺	布施2278
105	リフレッシュプラザ柏	南増尾56-2	155	中十余二緑地	柏の葉4-5
106	藤心葉貴台給水塔	藤心907-5地先	156	向神山稲荷神社	豊四季86
107	逆井北公園	逆井二丁目23	157	青少年センター	十余二313-92
108	戸張ふるさと会館	戸張1308	158	寺山ふるさと会館	布施1488-22
109	柏公園	柏565	159	大日庵	花野井98
110	田中中学校	大室249-9	160	社会福祉センター	豊住3-6-10
111	富勢小学校	布施925	161	あけぼの第二公園	あけぼの5-4
112	富士見保育園	豊四季126-2	162	旭東小学校	旭町5-3-9
113	西原小学校	西原4-17-1	163	富勢西小学校	布施84-2
114	市立柏高校	船戸山高野325-1	164	松ヶ崎集会所	松ヶ崎319
115	小青田	小青田335	165	柏第四中学校	名戸ヶ谷1-6-8
116	第四分団火の見	大青田1254-3	166	柏市公設総合地方卸売市場	若柴69-1
117	新青田第一公園	みどり台4-1	167	柏第四小学校	松ヶ崎1182-9
118	十余二学園	十余二175-66	168	ひばりが丘市民プール	ひばりが丘18-2
119	長覚寺	若柴354	169	亀甲台公園	亀甲台1-27
120	柏市リサイクルセンター	十余二348-202	170	名戸ヶ谷第三公園	新柏2-17
121	第五分団器具置場	花野井999-1	171	酒井根近隣センター	酒井根653-4
122	篠籠田西光院	篠籠田1320	172	加賀第三公園	加賀3-31
123	覚王寺脇	松ヶ崎1115-4	173	中新宿第三公園	東中新宿1-20
124	旧西部消防署根戸分署	根戸443-2	174	酒井根中学校	酒井根1-3-1
125	あけぼの山農業公園	布施2005-2	175	くらばやし緑公園	東山2-5
126	西町第二公園	西町2	176	逆井第五公園	新逆井2-6
127	柏第二小学校	豊四季310	177	右大道第一公園	青葉台1-12
128	西原中学校	西原6-13-1	178	西山第二公園	西山1-6
129	田中小学校	大室1193-3	179	東中新宿保育園	東中新宿4-5-24
130	松葉第一小学校	松葉町5-3	180	アミュゼ柏	柏6-2-22
131	松葉第二小学校	松葉町2-16	181	東部消防署	中央2-10-3
132	県立東葛飾高校	旭町3-2-1	182	戸張第四公園	戸張1568地先
133	旭小学校	旭町6-5-17	183	豊町ふるさと会館	豊四季951-10
134	柏第一小学校	あけぼの1-7-6	184	青葉橋	高田104-3
135	富勢中学校	根戸467-1	185	県立柏の葉公園	柏の葉4-1
136	柏第六小学校	豊四季台4-2-1	186	緑町第二公園	伊勢原1-4-66
137	梅林第四公園	高田1392	187	花野井第一公園	花野井746-4
138	北柏第二公園	北柏3-9	188	笹原第二公園	豊四季376-4
139	柏ビレジ第五公園	大室1716	189	柏西口第二公園	明原4-54
140	花野井小学校	花野井1652-34	190	東町第一公園	東3-1512-1
141	布施第三公園	布施新町3-25			
142	柏西口第一公園	明原3-1			
143	八幡苑	篠籠田1390			
144	豊四季第二公園	豊四季945-457			
145	新富町第一公園	新富町1-10			
146	田中北小学校	大青田1536			
147	西原保育園	西原1-4-20			
148	御立山ふるさとセンター	西柏台2-3-2			
149	柏市利根ふるさと会館	布施270-89			
150	布施近隣センター	布施1196-5			

資料4-5 柏市防災行政無線（固定系）戸別受信機設置場所一覧

	名 称	所 在 地
1	特別養護老人ホームアネシス	手賀1682
2	手賀沼病院	箕輪700
3	千葉・柏リハビリテーション病院	大井2651
4	特別養護老人ホーム沼風苑	箕輪585
5	沼南の里	藤ヶ谷1076-3
6	消防局指令センター	松葉町7-17-1
7	光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地200-5
8	高田近隣センター	高田693-2
9	柏寿荘	船戸山高野535
10	上下水道局	千代田1-2-32
11	柏第七小学校	篠籠田733
12	高田小学校	高田376-3
13	名戸ヶ谷小学校	名戸ヶ谷474-1
14	光ヶ丘小学校	流山市向小金4-20-1
15	柏中学校	明原4-1-1
16	柏第三中学校	篠籠田987-1
17	柏第五中学校	高田919
18	土中学校	増尾1748
19	松葉中学校	松葉町3-14
20	県立柏中央高校	松ヶ崎884-1
21	日本体育大学柏高等学校	戸張944
22	気象大学校	旭町7-4-81
23	あけぼの保育園	あけぼの3-4-18
24	豊四季保育園	豊四季台2-1-120
25	増尾近隣センター	増尾3-1-1
26	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	新柏1-13-2
27	柏郵便局	東上町6-29
28	北部クリーンセンター	船戸山高野538
29	豊四季台近隣センター	豊四季台1-1-116
30	西原近隣センター	西原3-2-48
31	富里近隣センター	富里2-4-4
32	松葉近隣センター	松葉町4-11

資料4-6 災害用IP無線配布場所一覽

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
1	危機管理部	防災安全課	21	災害時優先電話 柏001
2				災害時優先電話 柏002
3				災害時優先電話 柏003
4				災害時優先電話 柏004
5				災害時優先電話 柏005
6				災害時優先電話 柏006
7				災害時優先電話 柏007
8				災害時優先電話 柏008
9				災害時優先電話 柏009
10				災害時優先電話 柏010
11				災害時優先電話 柏011
12				災害時優先電話 柏012
13				災害時優先電話 柏013
14				災害時優先電話 柏014
15				災害時優先電話 柏015
16				災害時優先電話 柏016
17				災害時優先電話 柏017
18				災害時優先電話 柏018
19				災害時優先電話 柏019
20				災害時優先電話 柏020
21				災害時優先電話 柏021
22	総務部	行政課	1	災害時優先電話 柏022
23	企画調整課	経営戦略課	2	災害時優先電話 柏023
24				災害時優先電話 柏024
25	財政部	資産税課	2	災害時優先電話 柏025
26				災害時優先電話 柏026
27	広報部	秘書課	1	災害時優先電話 柏027
28	市民生活部	市民活動支援課	3	災害時優先電話 柏028
29				災害時優先電話 柏029
30				災害時優先電話 柏030
31		旭町近隣センター	3	災害時優先電話 柏031
32				災害時優先電話 柏032
33				災害時優先電話 柏033
34		豊四季台近隣センター	7	災害時優先電話 柏034
35				災害時優先電話 柏035
36				災害時優先電話 柏036
37				災害時優先電話 柏037
38				災害時優先電話 柏038
39				災害時優先電話 柏039
40				災害時優先電話 柏040
41		南部近隣センター	6	災害時優先電話 柏041
42				災害時優先電話 柏042
43	災害時優先電話 柏043			
44	災害時優先電話 柏044			
45	災害時優先電話 柏045			

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
46	市民生活部	南部近隣センター	6	災害時優先電話 柏046
47		田中近隣センター	8	災害時優先電話 柏047
48				災害時優先電話 柏048
49				災害時優先電話 柏049
50				災害時優先電話 柏050
51				災害時優先電話 柏051
52				災害時優先電話 柏052
53				災害時優先電話 柏053
54				災害時優先電話 柏054
55		西原近隣センター	4	災害時優先電話 柏055
56				災害時優先電話 柏056
57				災害時優先電話 柏057
58				災害時優先電話 柏058
59		永楽台近隣センター	5	災害時優先電話 柏059
60				災害時優先電話 柏060
61				災害時優先電話 柏061
62				災害時優先電話 柏062
63				災害時優先電話 柏063
64		布施近隣センター	4	災害時優先電話 柏064
65				災害時優先電話 柏065
66				災害時優先電話 柏066
67				災害時優先電話 柏067
68		増尾近隣センター	5	災害時優先電話 柏068
69				災害時優先電話 柏069
70				災害時優先電話 柏070
71				災害時優先電話 柏071
72				災害時優先電話 柏072
73		光ヶ丘近隣センター	5	災害時優先電話 柏073
74				災害時優先電話 柏074
75				災害時優先電話 柏075
76				災害時優先電話 柏076
77				災害時優先電話 柏077
78		新富近隣センター	3	災害時優先電話 柏078
79				災害時優先電話 柏079
80				災害時優先電話 柏080
81		富里近隣センター	4	災害時優先電話 柏081
82				災害時優先電話 柏082
83				災害時優先電話 柏083
84				災害時優先電話 柏084
85		高田近隣センター	3	災害時優先電話 柏085
86				災害時優先電話 柏086
87				災害時優先電話 柏087
88		新田原近隣センター	4	災害時優先電話 柏088
89				災害時優先電話 柏089
90				災害時優先電話 柏090
91				災害時優先電話 柏091

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
92	市民生活部	松葉近隣センター	4	災害時優先電話 柏092
93				災害時優先電話 柏093
94				災害時優先電話 柏094
95				災害時優先電話 柏095
96		藤心近隣センター	3	災害時優先電話 柏096
97				災害時優先電話 柏097
98				災害時優先電話 柏098
99		酒井根近隣センター	4	災害時優先電話 柏099
100				災害時優先電話 柏100
101				災害時優先電話 柏101
102				災害時優先電話 柏102
103		高柳近隣センター	7	災害時優先電話 柏103
104				災害時優先電話 柏104
105				災害時優先電話 柏105
106				災害時優先電話 柏106
107				災害時優先電話 柏107
108				災害時優先電話 柏108
109				災害時優先電話 柏109
110		沼南近隣センター	9	災害時優先電話 柏110
111				災害時優先電話 柏111
112				災害時優先電話 柏112
113				災害時優先電話 柏113
114				災害時優先電話 柏114
115				災害時優先電話 柏115
116				災害時優先電話 柏116
117				災害時優先電話 柏117
118				災害時優先電話 柏118
119		手賀近隣センター	6	災害時優先電話 柏119
120				災害時優先電話 柏120
121				災害時優先電話 柏121
122				災害時優先電話 柏122
123				災害時優先電話 柏123
124				災害時優先電話 柏124
125		アミュゼ柏（柏中央近隣センター）	6	災害時優先電話 柏125
126				災害時優先電話 柏126
127				災害時優先電話 柏127
128				災害時優先電話 柏128
129	災害時優先電話 柏129			
130	災害時優先電話 柏130			
131	北部近隣センター	1	災害時優先電話 柏131	
132	根戸近隣センター	1	災害時優先電話 柏132	
133	市民文化会館	1	災害時優先電話 柏133	
134	パレット柏	1	災害時優先電話 柏134	
135	スポーツ課	1	災害時優先電話 柏135	
136	沼南体育館	1	災害時優先電話 柏136	
137	中央体育館	1	災害時優先電話 柏137	

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
138	市民生活部	沼南支所	2	災害時優先電話 柏138
139				災害時優先電話 柏139
140	健康医療部	健康政策課	4	災害時優先電話 柏140
141				災害時優先電話 柏141
142				災害時優先電話 柏142
143				災害時優先電話 柏143
144		高齢者支援課	1	災害時優先電話 柏144
145		柏寿荘	1	災害時優先電話 柏145
146		南部老人福祉センター	1	災害時優先電話 柏146
147		いこい荘	1	災害時優先電話 柏147
148		医療公社管理課	1	災害時優先電話 柏148
149	福祉部	福祉政策課	1	災害時優先電話 柏149
150	こども部	こども政策課	1	災害時優先電話 柏150
151	環境部	環境政策課	1	災害時優先電話 柏151
152		北部クリーンセンター	1	災害時優先電話 柏152
153		南部クリーンセンター	1	災害時優先電話 柏153
154	経済産業部	商工振興課	3	災害時優先電話 柏154
155				災害時優先電話 柏155
156				災害時優先電話 柏156
157		公設市場	1	災害時優先電話 柏157
158	都市部	都市計画課	2	災害時優先電話 柏158
159				災害時優先電話 柏159
160			リフレッシュプラザ	1
161	土木部	道路総務課	8	災害時優先電話 柏161
162				災害時優先電話 柏162
163				災害時優先電話 柏163
164				災害時優先電話 柏164
165				災害時優先電話 柏165
166				災害時優先電話 柏166
167				災害時優先電話 柏167
168				災害時優先電話 柏168
169	上下水道局	総務課	5	災害時優先電話 柏169
170				災害時優先電話 柏170
171				災害時優先電話 柏171
172				災害時優先電話 柏172
173				災害時優先電話 柏173
174	消防局	消防局	1	災害時優先電話 柏174
175	教育総務部	教育総務課	2	災害時優先電話 柏175
176				災害時優先電話 柏176
177	生涯学習部	生涯学習課	2	災害時優先電話 柏177
178				災害時優先電話 柏178
179		青少年センター	1	災害時優先電話 柏179
180		中央公民館	1	災害時優先電話 柏180
181	学校教育部	学校教育課	2	災害時優先電話 柏181
182				災害時優先電話 柏182
183	市立小学校	土小学校	1	災害時優先電話 柏183

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
184	市立小学校	増尾西小学校	1	災害時優先電話 柏184
185		藤心小学校	1	災害時優先電話 柏185
186		逆井小学校	1	災害時優先電話 柏186
187		土南部小学校	1	災害時優先電話 柏187
188		風早北部小学校	1	災害時優先電話 柏188
189		風早南部小学校	1	災害時優先電話 柏189
190		大津ヶ丘第一小学校	1	災害時優先電話 柏190
191		大津ヶ丘第二小学校	1	災害時優先電話 柏191
192		手賀東小学校	1	災害時優先電話 柏192
193		手賀西小学校	1	災害時優先電話 柏193
194		高柳小学校	1	災害時優先電話 柏194
195		高柳西小学校	1	災害時優先電話 柏195
196		柏第八小学校	1	災害時優先電話 柏196
197		中原小学校	1	災害時優先電話 柏197
198		酒井根小学校	1	災害時優先電話 柏198
199		酒井根東小学校	1	災害時優先電話 柏199
200		名戸ヶ谷小学校	1	災害時優先電話 柏200
201		酒井根西小学校	1	災害時優先電話 柏201
202		豊小学校	1	災害時優先電話 柏202
203		田中北小学校	1	災害時優先電話 柏203
204		田中小学校	1	災害時優先電話 柏204
205		花野井小学校	1	災害時優先電話 柏205
206		十余二小学校	1	災害時優先電話 柏206
207		西原小学校	1	災害時優先電話 柏207
208		松葉第一小学校	1	災害時優先電話 柏208
209		松葉第二小学校	1	災害時優先電話 柏209
210		富勢東小学校	1	災害時優先電話 柏210
211		富勢西小学校	1	災害時優先電話 柏211
212		富勢小学校	1	災害時優先電話 柏212
213		高田小学校	1	災害時優先電話 柏213
214		柏第四小学校	1	災害時優先電話 柏214
215		柏第七小学校	1	災害時優先電話 柏215
216		柏第一小学校	1	災害時優先電話 柏216
217	柏第六小学校	1	災害時優先電話 柏217	
218	柏第二小学校	1	災害時優先電話 柏218	
219	旭小学校	1	災害時優先電話 柏219	
220	旭東小学校	1	災害時優先電話 柏220	
221	柏第五小学校	1	災害時優先電話 柏221	
222	柏第三小学校	1	災害時優先電話 柏222	
223	光ヶ丘小学校	1	災害時優先電話 柏223	
224	柏の葉小学校	1	災害時優先電話 柏224	
225	市立中学校	土中学校	1	災害時優先電話 柏225
226		松葉中学校	1	災害時優先電話 柏226
227		富勢中学校	1	災害時優先電話 柏227
228		柏第五中学校	1	災害時優先電話 柏228
229		柏中学校	1	災害時優先電話 柏229

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号
230	市立中学校	柏第三中学校	1	災害時優先電話 柏230
231		豊四季中学校	1	災害時優先電話 柏231
232		柏第二中学校	1	災害時優先電話 柏232
233		逆井中学校	1	災害時優先電話 柏233
234		風早中学校	1	災害時優先電話 柏234
235		手賀中学校	1	災害時優先電話 柏235
236		高柳中学校	1	災害時優先電話 柏236
237		大津ヶ丘中学校	1	災害時優先電話 柏237
238		柏第四中学校	1	災害時優先電話 柏238
239		中原中学校	1	災害時優先電話 柏239
240		酒井根中学校	1	災害時優先電話 柏240
241		光ヶ丘中学校	1	災害時優先電話 柏241
242		南部中学校	1	災害時優先電話 柏242
243		田中中学校	1	災害時優先電話 柏243
244		西原中学校	1	災害時優先電話 柏244
245		柏の葉中学校	1	災害時優先電話 柏245
246	市立高校	市立柏高校	1	災害時優先電話 柏246
247	県立及び私立高校	県立柏南高校	1	災害時優先電話 柏247
248		県立柏陵高校	1	災害時優先電話 柏248
249		県立沼南高校	1	災害時優先電話 柏249
250		県立沼南高柳高校	1	災害時優先電話 柏250
251		県立柏の葉高校	1	災害時優先電話 柏251
252		県立柏高校	1	災害時優先電話 柏252
253		県立柏中央高校	1	災害時優先電話 柏253
254		日本体育大学柏高等学校	1	災害時優先電話 柏254
255		県立東葛飾高校	1	災害時優先電話 柏255
256	流通経済大学付属柏高等学校	1	災害時優先電話 柏256	
257	その他教育施設	気象大学校 総務課	1	災害時優先電話 柏257
258		学校法人 廣池学園	1	災害時優先電話 柏258
259		吉田記念テニス研修センター	1	災害時優先電話 柏259
260		二松学舎大学柏キャンパス	1	災害時優先電話 柏260
261	国・県関係	柏警察署	1	災害時優先電話 柏261
262		国土交通省柏維持修繕出張所	1	災害時優先電話 柏262
263		柏土木事務所	1	災害時優先電話 柏263
264		県立柏の葉公園	1	災害時優先電話 柏264
265		東葛飾地域振興事務所	1	災害時優先電話 柏265
266		柏市社会福祉協議会	1	災害時優先電話 柏266
267		下総航空基地	1	災害時優先電話 柏267
268		陸上自衛隊需品学校	1	災害時優先電話 柏268
269	インフラ系	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	1	災害時優先電話 柏269
270		NTT東日本東葛営業支店	1	災害時優先電話 柏270
271		京葉ガス株式会社東葛支社柏支店	1	災害時優先電話 柏271
272	交通系	柏の葉キャンパス駅	1	災害時優先電話 柏272
273		東日本旅客鉄道株式会社柏駅	1	災害時優先電話 柏273
274		東武鉄道株式会社柏駅	1	災害時優先電話 柏274
275		東武バスセントラル株式会社西柏営業所	1	災害時優先電話 柏275

NO	名 称	名 称	配備数	割振番号	
276	交通系	阪東自動車	1	災害時優先電話 柏276	
277	大規模店舗等	(株)高島屋柏店 保安課	1	災害時優先電話 柏277	
278		(株)丸井柏店 総務課	1	災害時優先電話 柏278	
279		柏高島屋ステーションモール東神開発(株)事業本部	1	災害時優先電話 柏279	
280	病院関係	柏市立柏病院	1	災害時優先電話 柏280	
281		東京慈恵会医科大学附属柏病院 総務課	1	災害時優先電話 柏281	
282		名戸ヶ谷病院	1	災害時優先電話 柏282	
283		岡田病院	1	災害時優先電話 柏283	
284		深町病院	1	災害時優先電話 柏284	
285		柏たなか病院	1	災害時優先電話 柏285	
286		柏厚生総合病院	1	災害時優先電話 柏286	
287		おおたかの森病院	1	災害時優先電話 柏287	
288		聖光ヶ丘病院	1	災害時優先電話 柏288	
289		辻仲病院柏の葉	1	災害時優先電話 柏289	
290		柏市医師会	1	災害時優先電話 柏290	
291		柏歯科医師会	1	災害時優先電話 柏291	
292		柏市薬剤師会	1	災害時優先電話 柏292	
293		ホテル関係	柏プラザホテル	1	災害時優先電話 柏293
294			ザ・クレストホテル柏	1	災害時優先電話 柏294
295	相鉄フレッサイン千葉柏		1	災害時優先電話 柏295	
296	東横INN柏駅西口		1	災害時優先電話 柏296	
297	東横INN柏駅東口		1	災害時優先電話 柏297	
298	(株)日立柏レイソル 総務部	(株)日立柏レイソル 総務部	1	災害時優先電話 柏298	
299	柏商工会議所 総務課	柏商工会議所 総務課	1	災害時優先電話 柏299	
300	柏駅前第一商業協同組合	柏駅前第一商業協同組合	1	災害時優先電話 柏300	
合計			306		

避難指示（警戒レベル4）の伝達文の例

- 緊急放送，緊急放送，避難指示，警戒レベル4発令。
- こちらは，柏市消防団です。
- △△地区で土砂災害の発生（または，前兆現象）が確認できました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため，〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害に関する避難指示，警戒レベル4を発令しました。
- 未だ避難していない方は，最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は，屋内の谷側の高いところに避難してください。

5. 医療救護

令和6年3月現在

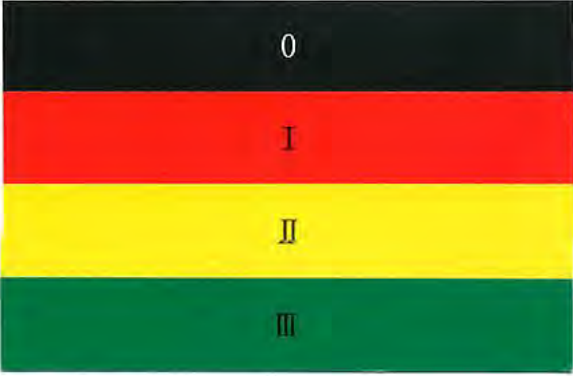
種別	名称	所在地	電話
災害拠点病院	東京慈恵会医科大学 附属柏病院	柏下163-1	7164-1111
災害医療協力病院	おおたかの森病院	豊四季113	7141-1117
	岡田病院	末広町2-10	7145-0121
	柏市立柏病院	布施1-3	7134-2000
	柏厚生総合病院	篠籠田617	7145-1111
	柏たなか病院	小青田1-3-2	7131-2000
	辻仲病院柏の葉	若柴 178-2 柏の葉キャンパス 148 街区 6	7137-3737
	名戸ヶ谷病院	新柏2-1-1	7167-8336
	聖光ヶ丘病院	光ヶ丘団地2-3	7171-2023
準災害医療協力病院	深町病院	柏4-10-11	7164-0111

図 トリアージ・タグ

トリアージ・タグ 千葉県

(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
トリアージ実施機関			医師 その他 ()
傷病名			
トリアージ区分 0 I II III			



トリアージ・タグ 千葉県

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)

.....

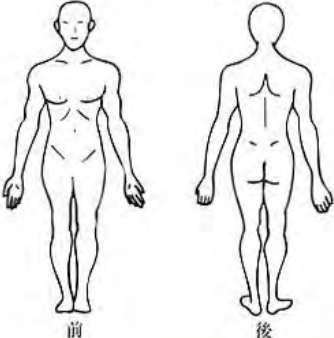
.....

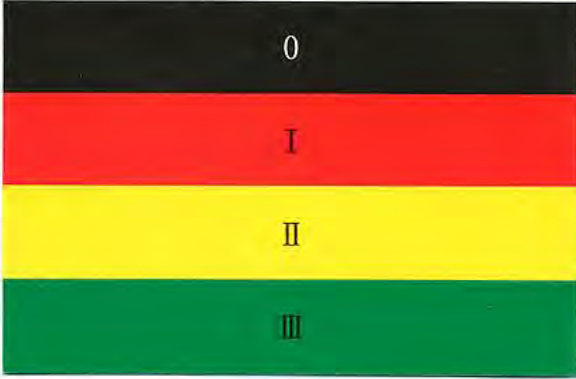
.....

.....

.....

その他の応急措置の状況等





6. 応援要請

表 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲
 (災害派遣時に実施する救援活動)

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両又は航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索援助救助を行う。
水防活動	堤防又は護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路等交通路上の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
交通規制の支援	車両の交通が輻そうする地点における車両を対象とする
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※防衛省防災業務計画参照

表 自衛隊県内部隊連絡先

区分	駐屯地 等名称 (基地)	郵便番号 所在地	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上 自衛隊	習志野	〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141	218 236	302	第1空挺団本部
	下志津	〒264-8501 千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221	313 314	302	高射学校企画室
	木更津	〒292-8510 木更津市吾妻地先	0438-23-3411	215	301	第1ヘリコプター団 本部
	松戸	〒270-2288 松戸市五香六実 17	047-387-2171	203	302	需品学校企画室
海上 自衛隊	下総	〒277-8686 柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321	2213	2212	下総教育航空群司令部
	館山	〒294-8501 館山市宮城無番地	0470-22-3191	213	222	第21航空群指令部
	木更津	〒292-0063 木更津市江川無番地	0438-23-2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航空 自衛隊	木更津	〒292-0061 木更津市岩根 1-4-1	0438-41-1111	301	225	第4補給処木更津支処 総務課
	峯岡山	〒299-2508 南房総市丸山町 平塚乙 2-564	0470-46-3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	〒274-8577 船橋市薬園台 3-20-1	047-466-2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	〒277-0872 柏市十余二 175-4	04-7131-2896	—	—	システム管理群 中央通信隊送信所小隊
	千葉	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1-1-17	043-251-7151	—	—	千葉地方協力本部

(注) 防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所

〒289-2702 旭市大字塙字三番割 電話番号 0479-57-3043

資料 6-3 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料 6-4 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤 収 日 時 月 日 時 分

2 撤 収 理 由

3 その他必要事項

7. 災害時要配慮者支援

表 柏市の避難行動要支援者の現況（令和6年1月1日現在）

	要 件	人数
1	介護保険要介護3～5のかた	4,317人
2	免疫機能障害者を除く身体障害者手帳1級及び2級のかた	3,914人
3	視覚障害者・聴覚障害者1～4級のかた	370人
4	音声・言語機能障害1～3級のかた	85人
5	肢体不自由（下肢・体幹機能障害）1～3級のかた	457人
6	療育手帳中度以上のかた	1,333人
7	精神障害者保健福祉手帳1級のかた	308人
8	難病患者のかた	7人
9	上記に非該当で、K-Net登録者及び避難行動要支援者名簿への掲載を希望するかた	2,070人
	合 計	12,861人

※実人数（複数の要件に該当している場合の優先順位は、1から順とする）

資料7-2 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内 要配慮者利用施設一覧

1. 浸水想定区域内 要配慮者利用施設

No.	種別	施設名称	所在地	対象河川名
1	高齢者施設	特別養護老人ホームあおいの里・柏	大井988-1	利根川
2		グループホーム オアシス	柏下218	利根川、大堀川
3		北柏ナーシングケアセンター	柏下265	利根川、大津川、大堀川
4		エクラシア 北柏	北柏3-16-1	利根川
5		リハビリ特化型デイサービス ねくすと	北柏1-7-16	利根川
6		デイサービス あした音	北柏3-14-1	利根川
7		特別養護老人ホームアネシス	手賀1682	利根川
8		グループホーム さんほみち	布施新町3-28-20	利根川
9		デイサービスセンター向日葵の花	布施新町3-9-10	利根川
10		介護老人保健施設葵の園・柏	松ヶ崎897-1	利根川
11		特別養護老人ホーム四季の里	松ヶ崎899-1	利根川
12		ケアハウス 四季の里	松ヶ崎899-1	利根川
13		だんらんの家 北柏松葉町	松葉町1-5-5	利根川
14		だんらんの家 北柏	松葉町1-6-1	利根川
15		介護老人保健施設葵の園・沼南	箕輪532-1	利根川、手賀沼・手賀川
16		めいと北柏	北柏3-6-12	利根川
17	障害者施設	わたげワークス	柏下135-1	大堀川
18		デイサービス しょこら	北柏1-6-7	利根川
19		多機能型事務所 I'll be	北柏3-14-1	利根川
20		クリード北柏	北柏4-4-8	利根川
21		クリード北柏花の井	花野井1160-125	利根川
22		花工房カモミール	花野井1810	利根川
23		ラポール	松葉町2-5-1	利根川
24		エクラス	柏下93-2	大堀川
25		タムの家	布施新町3-30-4	利根川
26		柏市子ども発達センター	柏下65-1	大堀川
27		グループホーム ステラ柏松ヶ崎	松ヶ崎779-2	利根川
28		グループホームあいこでしょ	大室1272-10	利根川
29		グループホームあおい	大室1827-10	利根川
30		ベジブル柏	柏下93-2	利根川、大津川、大堀川
31		Pono	北柏4-8-3	利根川
32		まごころテイススポーツ	北柏1-9-1	利根川
33	まごころ「きたかしわ」	北柏1-9-1	利根川	
34	乳幼児施設	花の井保育園	大室1285-12	利根川
35		柏しこだの森保育園	篠籠田573-1	利根川、大堀川
36		とばり保育園	戸張1588-2	利根川、大津川、手賀沼・手賀川
37		名戸ヶ谷保育園	名戸ヶ谷683-1	利根川
38	病院等	千葉・柏リハビリテーション病院	大井2651	利根川、手賀沼・手賀川
39		東京慈恵会医科大学付属柏病院	柏下163-1	利根川、大津川、大堀川
40		北柏リハビリ総合病院	柏下265	利根川、大津川、大堀川
41		町クリニック	柏下306-1	利根川、大津川、大堀川
42		少名子耳鼻咽喉科	北柏1-2-7 少名子ビル	利根川
43		なかおクリニック	北柏3-5-3	利根川
44		北柏ファミリークリニック	北柏5-3-3	利根川
45		柏厚生総合病院	篠籠田617	利根川、大堀川
46		柏ビレジクリニック	花野井1814-12	利根川
47		三富医院	布施新町4-1-9	利根川
48		宮尾クリニック	松ヶ崎726-6	利根川、大堀川
49		柏愛耳鼻咽喉科	松ヶ崎726-10	利根川、大堀川
50		北柏子どもクリニック	松葉町1-17-3	利根川
51		手賀沼病院	箕輪700	利根川、手賀沼・手賀川
52		柏市保健所	柏下65-1	利根川、大津川、大堀川
53		柏市医療センター	柏下65-1	利根川、大津川、大堀川
54	学校	柏市立花野井小学校	花野井1652-34	利根川
55		柏市立富勢東小学校	布施2176-2	利根川
56		柏市立高田小学校	高田376-3	大堀川
57		柏市立名戸ヶ谷小学校	名戸ヶ谷474-1	利根川、大津川
58		柏市立柏第五中学校	高田919-1	利根川、大堀川
59		柏市立柏高等学校	船戸山高野325-1	利根運河
60		千葉県立柏高等学校	布施254	利根川
61		千葉県立柏中央高等学校	松ヶ崎884-1	利根川、大堀川
62		芝浦工業大学附属柏中学高等学校	増尾700	利根川

2. 土砂災害警戒区域内 要配慮者利用施設

	種別	施設名称	所在地	区域名称
1	高齢者施設	特別養護老人ホームかしわ安心館	藤ヶ谷810-2	藤ヶ谷3
2		特別養護老人ホームグリーンヴィラ	逆井1310-3	逆井2・逆井3
3		特別養護老人ホームマーガレットヒル	中新宿1-8-6	中新宿1
4		特別養護老人ホーム沼風苑	箕輪585	箕輪3・箕輪4
5		介護老人保健施設葵の園・沼南	箕輪532-1	箕輪5
6	障害者施設	高柳B-BASE	高柳933-2	高柳品川根
7	学校	柏市立手賀西小学校	泉541	泉2
8		千葉県立柏高等学校	布施254	布施2
9	病院	千葉・柏リハビリテーション病院	大井2651	大井5・大井6
10		手賀沼病院	箕輪700	箕輪6
11		柏の葉こころのクリニック	大室1486	大室3

8. 避難対策

No.	施設・場所名	所在地	電話	指定緊急避難場所										避難所		緊急避難場所					
				災害種別ごとの指定内容										避難所の指定	コミュニティエリア	収容人数 (人) (1人当たり 4㎡)	収容人数 (人) (1人当たり 2㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)		
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 噴火	●: 初動開設 ○: 避難可 ×: 当該災害による避難を想定しない	×: 避難不可								
1	柏市立田中北小学校	船戸一丁目7番1	0471314849	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,074	187	375	7,895	3,847
2	柏市立十余二小学校	柏の葉四丁目4番地の1	0471332555	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	826	144	289	7,362	3,681
3	柏市立田中中学校	大室1193番地の3	0471315719	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	610	106	213	12,339	6,169
4	柏市立花野井小学校	花野井1652番地の34	0471338500	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	875	153	306	7,606	3,803
5	柏市立田中中学校	大室249番地の9	0471315725	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,118	195	391	15,055	7,527
6	柏市立柏高等学校	船戸山高野325番地の1	0471323460	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	2,603	455	911	56,837	28,418
7	千葉県立柏の葉高等学校	柏の葉六丁目1番地	0471327521	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	2,924	511	1,023	21,751	10,875
8	中十余二第一公園	柏の葉一丁目10番	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	3,249	1,624
9	中十余二第二公園	柏の葉二丁目16番	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	3,246	1,623
10	柏ビレジ近隣公園	大室1311番地の6	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	20,058	10,029
11	北部緑地	船戸1805番地	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	9,740	4,870
12	柏市青少年センター	十余二313番地の92	0471315856	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,215	212	425	16,700	8,350
13	旧吉田家住宅歴史公園(芝生広場)	花野井974番地1	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	4,800	2,250
14	柏市立柏の葉小学校	十余二348番地51中央404街区1	0471343987	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,266	221	443	10,100	5,050
15	公益財団法人吉田記念テニス研修センター	花野井936-1	0471343030	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	3,983	697	1,394	20,941	10,470
16	柏市田中近隣センター	大室249番地の1	0471331000	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,567	274	548	2,600	1,300
17	柏市北部近隣センター	大青田1541番地の2	0471341070	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	995	174	348	1,836	918
18	柏寿荘	船戸山高野535番地	0471319511	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	1,159	202	405	6,560	3,280
19	柏市立柏の葉中学校	十余二337番地93 中央405街区1	0471367820	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	2,350	411	822	11,865	5,832
20	柏たなか駅前公園	柏市大室一丁目4	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中・柏の葉	-	-	-	24,861	12,330
21	柏市立西原小学校	西原四丁目17番1号	0471523557	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西原	730	127	255	9,674	4,837
22	柏市立西原中学校	西原六丁目13番1号	0471543232	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西原	1,220	213	427	11,466	5,733
23	流通経済大学付鳳柏高等学校	十余二1番地の20	0471315611	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西原	1,100	192	385	7,000	3,500
24	柏市西原近隣センター	西原三丁目2番48号	0471542000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	西原	1,133	198	396	2,528	1,264
25	柏市立富勢西小学校	布施84番地の2	0471322244	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	810	141	283	9,851	4,925
26	柏市立富勢東小学校	布施2176番地の2	0471333741	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	756	132	264	9,180	4,590
27	柏市立富勢小中学校	布施925番地の1	0471332077	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	730	127	255	9,866	4,833
28	柏市立富勢中学校	船戸467番地の1	0471312309	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	1,146	200	401	15,110	7,555
29	千葉県立柏高等学校	布施254番地	0471310013	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	1,416	247	495	25,300	12,650
30	富勢運動場	船戸507番地	0471317011	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	-	-	-	48,270	24,135
31	あけぼの山公園	布施1940番地	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	-	-	-	58,466	29,233
32	北柏第二公園	北柏三丁目9番	-	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	富勢	-	-	-	6,455	3,227

No.	施設・場所名	所在地	電話	指定緊急避難場所										避難所の指定	コミュニティエリア	避難所		緊急避難場所			
				災害種別ごとの指定内容												延床面積 (㎡)	収容人数 (人) (1人当たり 4㎡)	収容人数 (人) (1人当たり 2㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	
				避難可否																	
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 顕象	○：避難可 ×：避難不可	○：当該災害による避難を想定しない								
93	柏市立中原中学校	中原1816番地の2	0471665801	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	増尾	1,187	207	415	13,188	6,594
94	千葉県立柏南高等学校	増尾1705番地	0471732101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	増尾	2,644	462	925	24,442	12,221
95	芝浦工業大学柏中学校高等学校	増尾700番地	0471743100	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	増尾	—	—	—	18,683	9,341
96	名戸ヶ谷第五公園	新柏三丁目2番	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	増尾	—	—	—	3,000	1,500
97	柏市増尾近隣センター	増尾三丁目1番1号	0471747211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	増尾	1,574	275	550	3,287	1,643
98	柏市立光ヶ丘小学校	向小金四丁目20番1号	0471737130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	光ヶ丘	798	139	279	7,066	3,533
99	柏市立光ヶ丘中学校	光ヶ丘四丁目23番1号	0471723648	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	光ヶ丘	1,511	264	528	12,736	6,369
100	麗澤大学	光ヶ丘二丁目1番1号	0471733111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	光ヶ丘	2,452	429	858	16,589	8,294
101	柏市光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地200番地の5	0471750033	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	光ヶ丘	1,461	255	511	2,369	1,184
102	柏市立藤心小学校	藤心880番地の1	0471737941	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	藤心	740	129	259	10,218	5,109
103	柏市藤心近隣センター	藤心四丁目1番1号	0471763700	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	藤心	996	174	348	2,013	1,006
104	南部老人福祉センターかたくりの里	藤心293番地1	0471766151	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	藤心	1,546	270	541	1,589	794
105	柏市立酒井根小学校	酒井根19番地の2	0471721108	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	808	141	282	11,762	5,881
106	柏市立酒井根西小学校	酒井根662番地の1	0471744192	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	759	132	265	7,424	3,712
107	柏市立酒井根東小学校	酒井根一丁目2番1号	0471750336	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	827	144	289	8,103	4,051
108	柏市立酒井根中学校	酒井根一丁目3番1号	0471748520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	1,286	224	450	14,461	7,230
109	酒井根下田の森緑地	酒井根六丁目24番	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	—	—	—	16,530	8,265
110	柏市酒井根近隣センター	酒井根653番地の4	0471752400	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒井根	1,146	200	401	2,000	1,000
111	柏市立逆井中学校	逆井555番地	0471750335	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	藤心・南部	1,304	228	456	12,796	6,398
112	柏市立南都中学校	南増尾六丁目16番1号	0471737943	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	1,159	202	405	13,192	6,596
113	千葉県立柏陵高等学校	逆井444番地の1	0471748551	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	2,797	489	978	21,703	10,851
114	南部公園	新逆井二丁目5番	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	—	—	—	30,090	15,045
115	並木第二公園	南逆井二丁目2番	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	—	—	—	3,962	1,981
116	柏市立南都中学校	南増尾58番地3	0471735900	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	7,910	1,384	2,768	41,355	20,677
117	柏市南部近隣センター	新逆井二丁目5番13号	0471731000	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	2,297	401	803	4,074	2,037
118	柏市立逆井小学校	逆井452番地の2	0471748540	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	762	133	266	10,363	5,184
119	柏市立土南部小学校	新逆井1丁目10番1号	0471724709	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南部	754	131	263	7,240	3,620
120	柏市沼南近隣センター	大島田440番地1	0471921111	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳳早北部	3,775	660	1,321	6,023	3,011
121	沼南老人福祉センターいこい荘	塚崎1356番地	0471921401	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳳早北部	748	130	261	6,490	3,245
122	柏市立鳳早北部小学校	大井1854番地1	0471913796	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳳早北部	602	105	210	5,139	2,569

No.	施設・場所名	所在地	電話	指定緊急避難場所											避難所の指定	コミュニティエリア	避難所		緊急避難場所			
				災害種別ごとの指定内容													延床面積 (㎡)	収容人数 (人) (1人当たり 4㎡)	収容人数 (人) (1人当たり 2㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	
				○：避難可 ×：避難不可																		
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 噴火	●：初動開設 一：当該災害による避難を想定しない										
123	柏市立大津ヶ丘第一小学校	大津ヶ丘三丁目50番地	0471921110	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	687	120	240	10,733	5,366
124	柏市立大津ヶ丘第二小学校	大津ヶ丘四丁目8番地	0471921120	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	687	120	240	11,114	5,557
125	市立風早中学校	塚崎1319番地	0471912290	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,564	273	547	11,190	5,595
126	市立大津ヶ丘中学校	大津ヶ丘一丁目25番地	0471921130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,482	259	518	16,495	8,247
127	大津ヶ丘中央公園	大津ヶ丘2丁目1番	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	33,000	16,500
128	風早公園	風早2丁目1番	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	14,321	7,160
129	二松学舎大学	大井2590番地	0471918751	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4,791	838	1,676	19,396	9,698
130	柏市高柳近隣センター	高柳1652番地10	0471931110	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,079	188	377	2,789	1,394
131	市立風早南部小学校	藤ヶ谷新田111番地2	0471910440	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,305	228	456	9,800	4,900
132	市立高柳小学校	高南台三丁目14番地12	0471913499	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	844	147	295	7,310	3,655
133	市立高柳西小学校	しいの木台三丁目2番地	0473845717	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	811	141	283	11,427	5,713
134	市立高柳中学校	高南台一丁目1番地1	0471914580	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,453	254	508	13,414	6,707
135	千葉県立沼南高柳高等学校	高柳995番地	0471915281	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,627	459	919	17,764	8,882
136	しいの木公園	しいの木台二丁目11番地1	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	12,306	6,153
137	海上自衛隊下総航空基地	藤ヶ谷1614番地1	0471912321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	13,541	6,770
138	藤ヶ谷区民館	藤ヶ谷568番地	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	263	46	92	1,651	825
139	市立手賀東小学校	手賀479番地7	0471919014	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	737	128	257	7,407	3,703
140	市立手賀西小学校	泉541番地	0471911606	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	422	73	147	4,652	2,326
141	市立手賀中学校	柳戸690番地	0471911604	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,474	257	515	10,373	5,186
142	千葉県立沼南高等学校	岩井678番地3	0471918121	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,479	433	867	22,778	11,389
143	市立手賀近隣センター	柏市柳戸511番11	0471918022	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	667	116	233	2,967	1,483
				122	143	0	143	0	143	0	143	143	0	109				28,992		56,047		872,895

※ 指定避難所の収容人数の算出 建物の延床面積(学校の場合は体育館の延べ床面積)の70%を有効面積とし、1人あたり4㎡または2㎡として算出(小数点以下切り捨て)しています。(延床面積×70%÷4㎡または2㎡/1人)

※ 避難者の一人当たりの専有面積を、発災直後から2週間後程度(地区によっては避難所避難者数が増加すると想定される期間)までは2㎡(緊急対応として就座することができると想定される程度)の占有面積)とし、次第に一人当たり4㎡へと遷移させていくことを想定。

※ 指定緊急避難場所の収容人数の算出 学校の有効面積は、運動場(校庭)の面積、その他の有効面積は、敷地面積とし、1人あたり2㎡として算出(小数点以下切り捨て)しています。(有効面積÷2㎡/人)

※ 土砂災害の発生が予見される又は発生した場合、●のついた16箇所の避難所を初動開設し、拡充が必要な場合には、○が付いた他の土砂災害時避難可能施設を、順次開設します。

資料8-2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数

広域避難場所	4
--------	---

	種 別	指定数		種 別	指定数
指 定 緊 急 避 難 場 所	小 学 校	42	指 定 避 難 所	小 学 校	42
	中 学 校	21		中 学 校	21
	高 等 学 校	10		高 等 学 校	10
	中学校・高等学校	2		中学校・高等学校	1
	大 学	2		大 学	2
	公 共 施 設	31		公 共 施 設	29
	公園・緑地 等	31		公園・緑地 等	1
	民 間 施 設	1		民 間 施 設	1
	そ の 他	3		そ の 他	2
合 計		143	合 計		109

避難所

管理番号

避難者カード

①世帯代表者氏名				④住所 (帰宅困難者の方はチェックして下さい□)	
②入所年月日	令和	年	月		日
③家族	※この避難所に避難してきた方をお書き下さい。				⑤電話
	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	災害時 要保護者	⑥避難して きた家族の ケガの状況
			男・女		
			男・女		⑦家屋の被害状況 全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通 その他()
			男・女		
			男・女		⑧所属自治 会・町会名 (未所属の方はチェックして下さい□)
		男・女		⑨親族など の連絡先 氏名 続柄 住所 電話番号	
		男・女			
⑩家族の避難状況	あなたの家族は全員避難していますか？(該当する個所にチェックして下さい) <input type="checkbox"/> 全員この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 異なる避難所だが全員が避難していることを確認している <input type="checkbox"/> まだ避難していない家族がいる。もしくは、どこにいるか分からない家族がいる ⇒どなたですか？(名前・年齢・続柄) ①() ③() ②() ④()				
⑪申告事項	ご家族の中に、病気や障害・食事制限など特別な配慮を必要とする方がいるなど、 注意点がございましたらお書き下さい。				
⑫個人情報の取扱い	安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を回答しても良いですか？ 良い・良くない				
【重要】退所する際は必ず事務局へ届出して下さい					
⑬退所年月日	令和	年	月	日	
⑭転出先	住所 電話番号				
事務局使用欄					
登録日		登録解除日			
備考					

避 難 所 日 誌

避難所名

日 時	事 柄	措置の概要	扱 い 者	備 考
12. 1 13:00	支援物資（衣類，食料等）到着	〇〇室へ集約後，避難者へ配給	教頭	入所（男2・女3） 退所（男1・女1）
20:00 ～21:00	避難所運営委員会	ゴミ処理，ペットの扱いについて確認		
23:15	急病人発生（7歳男児・喘息発作）	□□病院へ搬送	教務主任	

9. 輸送支援

車両、舟艇、航空機調達請求書

総務部	
部長	資産管理課長

部	
部長	課長

令和 年 月 日

請求者所属職氏名印	
使用日時	月 日 自 時 分 至 時 分
使用目的	応急対策用 待機用
引渡場所	
車(舟、航空機)種及び数量	
摘要	

(注) 目的が終了したときは、請求書は総務部(管財班)へ直ちに終了時間等について連絡すること。

燃料及び消耗品受払簿

品名		単位 呼称			
年月日	摘 要	受 払	残	備 考	
	計				

- 注 1 救助事務と本部事務と区分し、使用車両分をまとめて作成する。
- 2 摘要欄は購入先又は受け入れ先及び払い出し先(車両)を記入する車両名は、輸送記録簿に準ずる。
- 3 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
- 4 品名ごとに作成する。

修繕費支払簿

年 月 日	目的	故障場所	故障車両		故障の 概要	修繕 年月日	修繕料	備考
			番号	所有者				

- 注1 救助事務と本部事務と区分して作成する。
 2 目的欄は、輸送記録簿に準ずる。
 3 故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。

様式第1（県要領関係）

第 号

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄へ記載） 0 緊急輸送（ 人） ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）				
使用者	住所 氏名 () 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">千葉県知事 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載） <p>9 緊急輸送（ 人）</p> <p>※ 品名 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">() 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	() 局 番
住所					
氏名	() 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">出 発 地</td> <td style="padding: 2px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録車両番号	<input type="text"/>
緊	急
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

資料 9-3 ヘリコプター臨時離着場

(1) 所在及び可能機種等（座標値は世界測地系）

名 称	所 在 地	発着場 広 さ m×m	可 能 機 種				上段：北緯 下段：東経
			小 型 OH-6J	中 型 UH-1H	中 型 UH-60	大 型 CH-47	
柏 中 学 校 グランド	明原 4-1-1	110× 70	○	○	○	×	35° 51' 55" 139° 57' 50"
田 中 中 学 校 グランド	大室 250	110× 60	○	○	○	×	35° 54' 15" 139° 57' 27"
富勢運動場	根戸 507	110× 90	○	○	○	×	35° 53' 04" 139° 59' 43"
利根運動場	弁天下地先 (河川敷)	450× 75	○	○	○	×	35° 54' 28" 140° 00' 14"
逆井中学校 グランド	逆井 555	105× 90	○	○	○	×	35° 49' 04" 139° 59' 08"
名戸ヶ谷小学 校グランド	名戸ヶ谷 474	70× 160	○	○	○	×	35° 50' 47" 139° 59' 06"
光ヶ丘中学校 グランド	光ヶ丘 4-23-1	110× 90	○	○	○	×	35° 49' 45" 139° 57' 55"
大堀川防災レ クリエーシ ョン公園	篠籠田 字初音地先	300× 120	○	○	○	○	35° 52' 23" 139° 58' 27"
中原ふれあい 防災公園	中原 1-28	30× 50	○	×	×	×	35° 49' 39" 139° 58' 05"
手賀の丘公園 運動場	片山 294	68× 120	○	○	○	×	35° 50' 30" 140° 03' 42"

(2) 施設管理者及び担当部署等

名 称	施設管理者	担当部署	担当部署から の所要時間
柏中学校グランド	教育委員会	旭町消防署	5分
田中中学校グランド	教育委員会	西部消防署たなか分署	2分
富勢運動場	市 長	西部消防署富勢分署	2分
利根運動場	市 長	西部消防署富勢分署	5分
逆井中学校グランド	教育委員会	東部消防署逆井分署	3分
名戸ヶ谷小学校グランド	教育委員会	東部消防署	5分
光ヶ丘中学校グランド	教育委員会	東部消防署光ヶ丘分署	3分
大堀川防災レクリエーション公園	市 長	西部消防署	5分
中原ふれあい防災公園	市 長	東部消防署光ヶ丘分署	3分
手賀の丘公園運動場	市 長	沼南消防署手賀分署	3分

10. 物資供給・給水

資料10-1 コミュニティエリア別防災資源一覧

地区	場 所	地区災害対策本部	防災備蓄倉庫		飲料水					生活用水 防災用 簡易井戸
			単 独	教 室	貯井 水戸 装置	耐 水 槽 震 性	水 源 地	給 水 タ ン ク	そ の 他	
田中・柏の葉	田中近隣センター	○								
	田中北小学校		○					○		○
	花野井小学校			○				○		
	十余二小学校									○
	柏の葉小学校		○							
	田中中学校				○					
	青少年センター									○
	県立柏の葉公園		○		○					
	柏の葉中学校		○							
西原	西原近隣センター	○								
	西原小学校				○					
	西原中学校		○							○
富勢	布施近隣センター	○								
	富勢小学校									○
	富勢東小学校			○				○		
	富勢西小学校			○						○
	北柏第三公園					○				
松葉	松葉近隣センター	○								
	松葉第一小学校				○					
	松葉第二小学校									○
	松葉町防災備蓄倉庫		○							
	第五水源地						○			
高田・松ヶ崎	高田近隣センター	○								
	高田小学校		○				○			
	第六水源地						○			
豊四季台	豊四季台近隣センター	○								
	豊四季台近隣センター体育館		○							
	柏第七小学校		○							○
	柏中学校		○		○					
	柏第三中学校			○						
大堀川防災レクリエーション公園			○						○	
柏中央	アミュゼ柏	○								
	柏第五小学校									○
	柏市役所		○		○					
	柏市役所（呼塚）		○							
	北千葉導水ビジターセンター		○							
新富	新富近隣センター	○								
	柏第二小学校				○					○
旭町	旭町近隣センター	○								
	旭小学校				○					
	旭東小学校									○
新田原	新田原近隣センター	○								
	関場町ゲートボール場		○		○					
	柏市上下水道局					○				
富里	富里近隣センター	○								
	柏第三小学校		○		○					
	豊小学校							○		○

地区	場 所	地区災害対策本部	防災備蓄倉庫		飲料水					生活用水
			単 独	教 室	貯井 水戸 装置	貯耐 水震 槽性	水 源 地	給 水 タ ン ク	そ の 他	簡 易 井 戸 防 災 用
永楽台	永楽台近隣センター	○								
	柏第八小学校									○
	日立柏総合グラウンド		○							
	柏第四中学校			○						
増尾	増尾近隣センター	○								
	土小学校		○							○
	名戸ヶ谷小学校									○
	増尾西小学校 第三水源地			○		○				
光ヶ丘	光ヶ丘近隣センター	○								
	光ヶ丘中学校			○						
	廣池学園		○							○
	中原ふれあい防災公園		○		○					○
南部	南部近隣センター	○								
	逆井小学校			○						
	土南部小学校									○
	並木第二公園				○					
	消防局逆井分署			○						
	リフレッシュプラザ柏		○						○	
	増尾台防災会館 第四水源地		○				○			
藤心	藤心近隣センター	○								
	藤心小学校			○						○
酒井根	酒井根近隣センター	○								
	酒井根小学校			○						
	酒井根西小学校									○
	酒井根中学校		○							
風早北部	沼南近隣センター	○								
	沼南庁舎		○							
	学校給食センター		○							
	手賀の杜ひだまりの公園				○					
	風早北部小学校									○
	大津ヶ丘第一小学校		○							
	大津ヶ丘中学校		○		○					
	風早中学校		○							
	二松学舎大学			○						
	岩井水源地						○			
沼南老人福祉センターいこい荘		○								
手賀	手賀近隣センター	○	○							
	手賀東小学校		○							
	手賀西小学校		○							
	手賀中学校		○					○		
風早南部	高柳近隣センター	○	○		○					
	沼南体育館		○							
	風早南部小学校		○					○		
	高柳小学校									○
	高柳西小学校 高柳中学校		○ ○							
計	20	36	7	16	8	5	6	1	23	

資料10-2 主な防災備蓄品一覧

令和6年3月現在

No.	品名	総数	No.	品名	総数
1	調理不要食（おかゆ）	148,200 食	28	懐中電灯	390 本
2	ビスケット	70,500 食	29	かまどセット	255 台
3	パン	70,500 食	30	移動式炊飯器	25 個
4	サバイバルフーズ	59,697 食	31	電池 単1	5,110 個
5	保存水（500ml）	31,800 本	32	電池 単2	2,010 個
6	ハイゼックス袋	50,000 枚	33	電池 単3	2,372 個
7	給水袋	76,110 枚	34	テント	21 張
8	非常用トイレ袋	433,214 枚	35	浄水機	17 台
9	尿取りパット	130,860 枚	36	防水シート	6,244 枚
10	便袋用収納袋	40,260 枚	37	三角巾	4,280 枚
11	簡易トイレ	2,594 台	38	シャベル	174 本
12	トイレットペーパー	12,784 個	39	バケツ	181 個
13	仮設トイレ	300 台	40	リヤカー	200 台
14	汚水処理剤	58 個	41	なべ	124 個
15	生理用品	123,440 個	42	コードリール	85 台
16	おむつ（大人用）	13,206 枚	43	ハンドマイク	59 個
17	おむつ（こども用）	54,144 枚	44	チェーンソー	10 台
18	毛布	38,327 枚	45	燃料（ガソリン）	155 缶
19	避難所用マット	6,466 枚	46	医薬品ケース	80 個
20	間仕切り	4,555 個	47	トリアージタグ	1,200 枚
21	簡易更衣室	209 個	48	ガーゼ	6,600 枚
22	発電機	232 台	49	救急薬セット	35 セット
23	ミヤハラバーナー	84 台	50	脱脂綿	130 kg
24	投光器付発電機	86 台	51	包帯	240 本
25	投光器	50 台	52	ウェットティッシュ	240 個
26	カセットコンロ用ボンベ	560 本	53	救急ベッド	8 台
27	カセットコンロ	90 個	54	マスク	378,640 枚

(1) 市上下水道局給水施設及び貯水量

項目		給水源		緊急遮断弁設置状況
水源地	市上下水道局所管	第一水源地	千代田 1-2-32	未設置
		第三水源地	中原 1811-12	4 池中全池設置済
		第四水源地	南増尾 4-9-1	3 池中全池設置済
		第五水源地	松葉町 3-12	4 池中全池設置済
		富勢水源地	宿連寺 223-2	未設置
		第六水源地	高田 1201-23	3 池中全池設置済
		岩井水源地	岩井 802-4	6 池中 2 池設置済
供給可能水量	給水所貯水量	給水源	配水池の容量	
		第三水源地	2 池 合計	6,800 m ³
		第四水源地	1 池 合計	3,800 m ³
		第五水源地	2 池 合計	8,000 m ³
		第六水源地	1 池 合計	5,000 m ³
		岩井水源地	2 池 合計	5,000 m ³
		小計	8 池 合計	28,600 m ³
	井戸揚水量計	(2,370 m ³ / 時間)		
合計	28,600 m ³ + 井戸揚水量計			

※ ①必要量については、飲料水のみとした場合はもちろん、最小限の生活用水を含めた場合も上下水道局水源地でほぼ十分確保できる。

②施設の被災等により震災発生時の貯水確保量は、必ずしも 100%は期待し難い。

③道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態も予想される。

④震災直後の飲料水 1 日分程度については、市内各地区に分散して、別途給水源を確保しておく必要がある。

(2) 耐震性井戸付貯水装置（令和6年3月現在）

項目	名 称	所在地	給水能力	貯水槽
耐震性井戸付貯水装置	柏中学校災害用井戸	明原 4-1-1	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	光ヶ丘中学校災害用井戸	光ヶ丘 4-23-1	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	柏第四中学校災害用井戸	名戸ヶ谷 1-6-8	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	田中中学校災害用井戸	大室 249-9	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	柏第三小学校災害用井戸	若葉町 4-54	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	西原小学校災害用井戸	西原 4-17-1	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	酒井根小学校災害用井戸	酒井根 19-2	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	逆井分署災害用井戸	逆井 1444-10	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	関場町防災備蓄倉庫内災害用井戸	関場町 842-2	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	藤心小学校災害用井戸	藤心 880-1	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	松葉第一小学校災害用井戸	松葉町 5-3	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	柏第二小学校災害用井戸	豊四季 310	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	県立柏の葉公園災害用井戸	柏の葉 4-1	12,000 ㍴/ h	45,000 ㍴
	柏市役所災害用井戸	柏 5-10-1	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	旭小学校災害用井戸	旭町 6-5-17	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
	増尾西小学校災害用井戸	増尾台 3-5-9	12,000 ㍴/ h	40,000 ㍴
供給可能水量				
震災直後 1 日分		確 保 量		
3 ㍴×42.1 万人（平成 30 年 1 月 1 日現在）×1 日=1,263 ㍴		貯水槽（40 m ³ ×15 基）+45 m ³ ×1 基=645 m ³		
※ 1 m ³ =1,000 ㍴		井戸揚水量 12 m ³ /h×16 基×8 時間=1,536 m ³		
		合 計	2,181 m ³	

(3) 耐震性貯水槽（令和6年3月現在）

名 称	所在地	貯 水 槽
北柏第三公園耐震性貯水槽	北柏 2-9	60 m ³
高田小学校耐震性貯水槽	高田 376-3	50 m ³
逆井並木第二公園耐震性貯水槽	南逆井 2-2	50 m ³
中原ふれあい防災公園耐震性貯水槽	中原 1-28	100 m ³
大津ヶ丘中学校耐震性貯水槽	大津ヶ丘 1-25	100 m ³
高柳近隣センター耐震性貯水槽	高柳 1652-10	100 m ³
手賀の杜ひだまりの公園耐震性貯水槽	手賀の杜 1-12-1	40 m ³
上下水道局庁舎耐震性貯水槽	柏市千代田 1-2-32	100 m ³
合 計		600 m ³

(4) その他

名 称	所在地	貯 水 槽
リフレッシュプラザ柏応急給水装置	南増尾 58-3	71 m ³

資料 10-4 米穀等調達関係書類の様式

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの
要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日
付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）第 4 章第 11 の 2 に基
づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおり
とする。

記

1. 災害救助用米穀の供給に係る要請

(1) 要請の連絡（第 1 報）

- ① 都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）（別紙 1 の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、FAX 又はメールで連絡する。
- ② 市町村が直接、農産局長に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により農産局長（担当者）に連絡する。

(2) 要請書の送付

都道府県は、(1) の①の電話連絡後、速やかに別紙 2 の要請書を農産局長に郵送により提出する。

2. 災害救助用米穀の供給に係る調整

農産局長は、1 の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業者及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 売買契約の締結

- (1) 農産局長は、2 の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約

書を参照) を都道府県に 2 部送付する。

(2) 都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、農産局長に返送する。

(3) 農産局長は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1 部を都道府県に送付する。

(4) 農産局長は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

4. 災害救助用米穀の引渡し

農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、都道府県に政府所有米穀を引渡す。

5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、30 日以内又は 3 か月以内とする。

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知、最終改正：令和 5 年 3 月 31 日付 4 農産第 5181 号 農産局長通知）

第 4 章 政府所有米穀の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しへの体制整備

(1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

- (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式 4-24）により契約を締結する。
- (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

【別紙 1】

災害時の農林水産省連絡先

1. 担当部署名、連絡先

担当部署	連絡先
農産局	TEL03-6744-1353
農産政策部 貿易業務課	FAX03-6744-1391

【別紙 2】

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

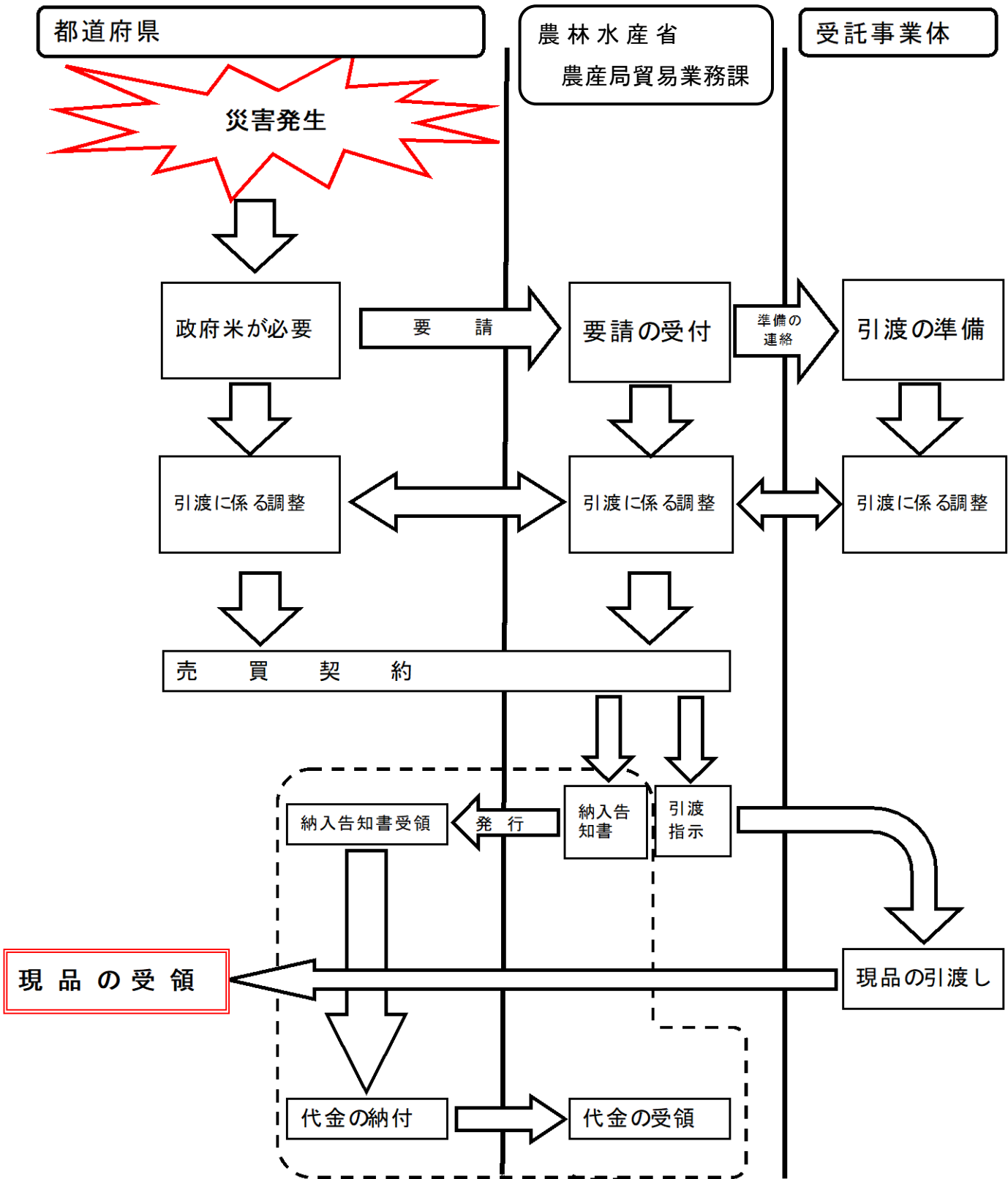
災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 2 1 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 に基づき、以下とおりに要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

【参考】

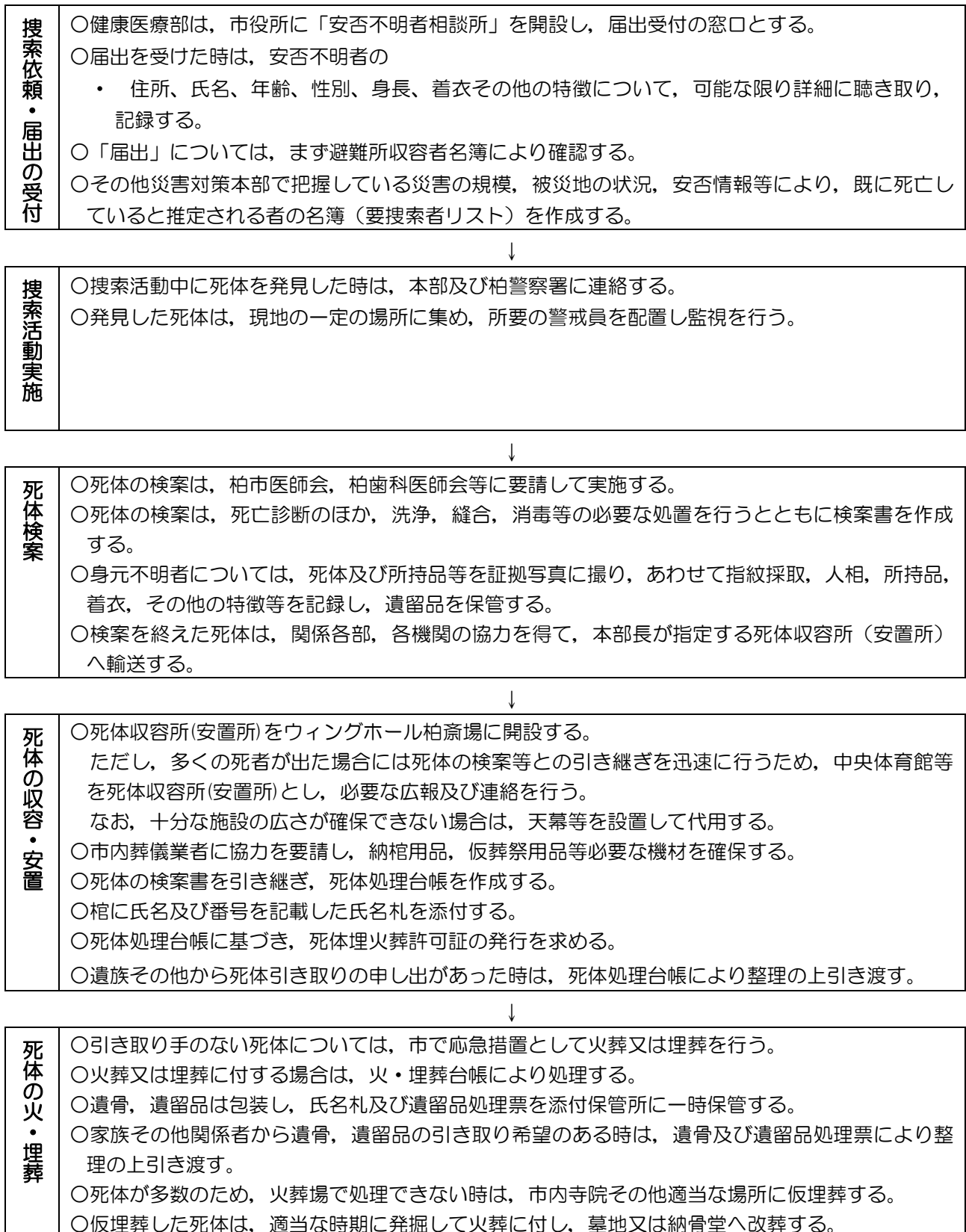
災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー



※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で局長と知事が協議して決定

1 1 . 安否不明 ・ 遺体対応

資料 11-1 安否不明・遺体対応の手続きフロー



資料 11-2 安否不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式

様式 1 安否不明者等受付簿

種 別	身元不明		死体引受人		受付番号	
	1 安否不明者	2 の死体	3 のない死体	4 その他		
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者氏名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
死体の 置場						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						
種 別	身元不明		死体引受人		受付番号	
	1 安否不明者	2 の死体	3 のない死体	4 その他		
氏 名		性 別		年 齢	歳位	受付者氏名
本 籍						届出人 (氏名)
現住所						(住所)
死体の 置場						(電話)
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)						

避難所

管理番号

避難者カード

①世帯代表者氏名				④住所			
②入所年月日		令和 年 月 日				(帰宅困難者の方はチェックして下さい□)	
※この避難所に避難してきた方をお書き下さい。							
③家族	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	災害時 要保護者	⑤電話		
			男・女		⑥避難してきた家族のケガの状況		
			男・女		ケガの手当てが必要な方がいる場合ご記入下さい。(名前・症状・手当ての有無)		
			男・女		⑦家屋の被害状況		
			男・女		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通 その他()		
			男・女		⑧所属自治会・町会名		
		男・女					
		男・女		⑨親族などの連絡先			
		男・女		氏名 続柄			
		男・女		住所			
		男・女		電話番号			
⑩家族の避難状況							
あなたの家族は全員避難していますか？(該当する個所にチェックして下さい)							
<input type="checkbox"/> 全員この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 異なる避難所だが全員が避難していることを確認している <input type="checkbox"/> まだ避難していない家族がいる。もしくは、どこにいるか分からない家族がいる ⇒どなたですか？(名前・年齢・続柄) ①() ③() ②() ④()							
⑪申告事項		ご家族の中に、病気や障害・食事制限など特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点がございましたらお書き下さい。					
⑫個人情報の取扱い							
安否の問い合わせがあった場合、住所・氏名を回答しても良いですか？ 良い・良くない							
【重要】退所する際は必ず事務局へ届出して下さい				事務局使用欄			
⑬退所年月日		令和 年 月 日		登録日		登録解除日	
⑭転出先		住所		備考			
		電話番号					

様式4 死体の搜索状況記録簿

市町村名 _____

年月日	搜索人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修理 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄に市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式5 死体調査

		番号					
捜索収容者	代表者 捜索収容班 第 班		所属 氏 名				
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他						
死体発見日時	年 月 日 時 分						
死体発見場所							
死体の身元	本 籍						
	現 住 所						
	氏 名	身元不明者 の符号	性 別	男・女	年 齢	歳位	
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）						
遺族その他の関係者	現 住 所	(電話)					
	氏 名	(死者との続柄)					
	死体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)					
見 分 日 時 (検視)	月 日 時 分		見 分 者 (検視)				
検 案 日 時	月 日 時 分		(検案医師)				
火葬許可証	年 月 日		(死体発見現場の概略図)				
交 付 日							
火 葬 日	年 月 日						
(所持品の処理)							
(備考)							

※ 写真は裏面にはりつけてください。

様式6 死体処理台帳

市町村名

処理 年月日	死体 発見 の日時 及び 場所	死亡者 氏名	遺 族		洗淨等の処理			死 体 の 一 保 時 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式7 氏名札

柏	市	災	害	死	体
		第		号	
		氏名	_____		

様式9 死体送付票

<u>送 付 番 号</u>									
災 害 死 体 送 付 票									
柏	市	災	害	死	体	送	付	第	号
(氏	名)		を	送	付	す	る
	年		月		日		柏	市	長
(火	葬	場)					宛

様式 10 遺骨及び遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年 月 日
死亡	死体番号	第 号
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		

資料 11-3 火葬場の所在地

火 葬 場							
名 称	所在地	電 話	火葬炉数	燃料	処理時間	緊急時最大火葬件数	
						期間	件数
ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04- 7131-6649	10基	都市 ガス	1体 約2時間	2～3日間	36件/日
						10日間	20件/日

1 2. 生活支援

資料 12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和5年6月

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯校正等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2 福祉仮設住宅を設置できる。 3 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。 2 供与期間は、2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																	
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない者	1人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																	
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上一人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算																															
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																														
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																														
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																														
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																														
医 療	医療の途を失った者(急急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上																																	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内																																		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	○ 教科書 ○ 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材 ○ 正規の授業で使用している教材実費 ○ 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等）1体当たり3,500円以内 （一時保存）○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分			
輸送費及び賃 金職員等雇上 費（法第4条第 2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障害者 等で避難行動が困難な要 配慮者の方の輸送であり、 以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバ ス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降す るための補助員など、避難支 援のために必要となる賃 金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号まで に規定する者	災害救助法第7条第1項の規定によ り救助に関する業務に従事させた都道 府県知事等の総括する都道府県等の常 勤の職員で当該業務に従事した者に相 当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額
救助の事務を 行うのに必要 な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費（消耗品費、燃 料費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費、修繕 料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度 （以下「国庫負担対象年度」という。） における各災害に係る左記1から7 までに掲げる費用について、地方自 治法施行令（昭和22年政令第16 号）第143条に定める会計年度所属 区分により当該年度の歳出に区分さ れる額を合算し、各災害の当該合算 した額の合計額が、国庫負担対象年 度に支出した救助事務費以外の費用 の額の合算額に、次のイからトまで に掲げる区分に応じ、それぞれイか らトまでに定める割合を乗じて得た 額の合計額以内とすること。	救助の実施が 認められる期 間及び災害救 助費の精算す る事務を行う 期間以内	災害救助費の精算事務を 行うのに要した経費も含む

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が 1 以上</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 ……の県が 1 以上</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(1)(2) とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5 % で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつて、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、 火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業 に対する補助の特例	<p>A被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$ 戸</p> <p>B (1)被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上</p> <p>又は (2)被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第 24 条	小災害債に係る元利償還金 の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業 に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土 砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水 排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費 の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災 害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並びに寡婦福 祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者 給付の支給に関する特例	

資料 12-3 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設 災害復旧事業等に関する 特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% $+ ($当該市町村の標準税収入-50億円$) \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。</p>
第5条	農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の 特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。</p>
第6条	農林水産業 共同利用施設 災害復旧事業 費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く)</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 11 条 の 2	森林災害復 旧事業に対す る補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) × 25%
第 12 条	中小企業信用 保険法による 災害関係保証 の特例	(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が 1 千万円未満のものを除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に 係る元利償還 金の基準財政 需要額への算 入等	第 2 章(第 3 条及び第 4 条)又は第 5 条の措置が適用される場合。

義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

柏市災害対策本部長

柏市長 印

表 ごみ処理施設の現況

設置場所	施設名	処理能力	施設内容
	設置者		
船戸山高野538番地	北部クリーンセンター	300t/日	焼却施設
	柏市	50t/5時間	破碎(粗大)施設
南増尾56番地2	南部クリーンセンター	250t/日	焼却施設
	柏市		
布施72番地1地先	柏市最終処分場	165,680m ³ (※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
布施54番地先	布施最終処分場	279,000m ³ (※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
若白毛757番地	旧沼南町一般廃棄物最終処分場	142,452m ³ (※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
若白毛757番地	柏市第二最終処分場	31,500m ³ (※)	最終処分場 (休止)
	柏市		
十余二348番地202	柏市リサイクルプラザ	176t/5時間	資源品選別加工
	柏市		
新十余二7番地8	柏プラネット	48t/日	プラスチック圧縮保管
	柏市廃棄物処理業協業組合		
藤ヶ谷1582番地	クリーンセンターしらさぎ	256.5t/24時間	焼却施設
	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合		

※最終処分場の処理能力は、処分場の全体容量であり、残余容量ではありません。

資料 12-6 住家被害程度の認定基準

表 災害に係る住家の被害認定基準

被害の区分	認定の基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの。または、住家の損壊（ここで「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち、造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損をいう。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものをいう。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 ※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。	

<浸水被害における被害判定の留意点>

外観による判定	住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。
浸水深による判定	※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ ●一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」 ●床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」 ●床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」 ●床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」 ●床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。

家 屋 被 害 調 査 票

エクセル番号

<ul style="list-style-type: none"> ・被災当時、被害を受けた建物に居住者がいたか <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ・証明を受けるかた(罹災者)本人が居住していたか <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ・証明を受けるかた(罹災者)は個人(法人ではない)か <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ・建物そのもの(住家部分)に被害があるか <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ・<住家兼店舗の場合>住家部分の建物そのものに被害があるか <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ 		<p style="font-size: small;">一つでも「いいえ」があれば 罹災証明書の発行対象外。 被災届出証明書を「ご案内」。</p>
--	--	--

上記すべてが「はい」の場合は以下に進む

被災住家住所	〒 _____ 柏市 (連絡先) ()	罹災者氏名	(フリガナ)
送付先住所	<input type="checkbox"/> 被災住家住所と同じ (その他の場合は記入) 〒 _____ (連絡先) ()	送付先氏名	<input type="checkbox"/> 罹災者氏名と同じ (その他の場合は記入) ※同居の親族以外の申請は委任状が必要
罹災原因	台風15号(R1.9.9)・台風19号(R1.10.12)・10月25日大雨(R1)・東日本大震災(H23.3.11)・ (その他の場合は記入)		

被害状況	<input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 被害なし <input type="checkbox"/> 不在	「家屋被害調査のお願い」を投函 「家屋被害調査票」の作成なし
家屋形態	<input type="checkbox"/> 専用住家 <input type="checkbox"/> 併用住家 (住家兼店舗等)	
破 損	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 (破損箇所: _____)	浸 水
		<input type="checkbox"/> 床上浸水(床から _____ c m) <input type="checkbox"/> 地下室*浸水(床面から _____ c m) <small>※地下に居室がある場合</small> 又は <input type="checkbox"/> 床下浸水(地面から _____ c m)

要 望	・床下消毒の要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・汲取り要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・廃棄物要望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	詳細	要望・特記事項等
人的	<input type="checkbox"/> 被害無し <input type="checkbox"/> 死者 _____人 <input type="checkbox"/> 入院 (_____日) <input type="checkbox"/> 負傷者 _____人 <input type="checkbox"/> 入院 (_____日)		
避難先	・住所 _____ ・氏名(名称) _____ ・連絡先 _____ ()		

※聴取した人に、記載内容を確認の上、署名・続柄の記入をお願いします。

確認者	(フリガナ) 罹災者との続柄 ()
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (運転経歴証明書) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()

調査日	令和 ____年 ____月 ____日 () 午前・午後 ____時 ____分	調査者	防災安全課 氏名 _____ 課 氏名 _____
-----	---	-----	------------------------------

罹災証明申請書

令和 年 月 日

柏市長 あて

次の事項に係る罹災状況について証明願います。

罹災者住所 (現在居住しているところ)	〒 ー (連絡先) ー ー
罹災者氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※ の所在地 (被災時に居住していたところ)	<input type="checkbox"/> 罹災者住所と同じ
	(罹災者住所と別の場合) 〒 ー 柏市

罹災証明書

上記の申請について、次のとおり証明します。

住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 (準半壊に至らない)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

備考	
----	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

令和 年 月 日

柏市長



資料12-9 応急仮設住宅建設候補地一覧

候補地 番号	候補地の名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能 区域面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
1	新十余二第一公園多目的広場	新十余二4番地1	市	10,500	100
2	逆井運動場	逆井145番	市	14,800	150
3	宮田島運動場	逆井335番地2	市	8,700	87
4	野馬公園	しいの木台四丁目42	市	1,936	16
計	4箇所			35,936	353

1 3. 水防

災 害 処 理 票

住 所	柏市	氏 名				
	(住宅地図P)		TEL	()		
受 信	年 月 日 時 分	受信者		所 管		
被 害 等 の 状 況	道路冠水 下排水のあふれ 床上 戸 床下 戸					
処 理						
	出 動 会社等	課 長	主 幹	リーダー	担 当	

No. _____

(部 班用)

水防状況報告

柏市水防本部長 様

年 月 日現在

水 防 状 況 報 告

附表第 5

水防隊

符 号	事 項	前 記 事 項 の 概 要
1	堤防等危険地点とその概況	
2	上記 1 に対する災害防除の応急措置	
3	浸水地区名及び床上浸水家屋の概数	
4	浸水地区名及び床下浸水家屋の概数	
5	原因別、地区別倒壊家屋の概数	
6	原因別、地区別半壊家屋の概数	
7	原因別死者の住所、職業、氏名、年齢	
8	原因別地区別負傷者の性別人数	
9	避難者収容所収容別人数	
10	収容別収容者中傷病者数及びその程度	
11	停電地区	
12	通信施設	
13	道路、橋梁等交通不能地点	
14	浸水その他による自動車通行不能地点	
15	鉄道、軌道等交通機関	
16	田畑等冠水面積	
17	その他	

電話又は無線による報告の場合、符号ですること。

例えば「1なし」のように連絡する。

水防実施状況概要報告書

(様式1)

(作成責任者)

管理団体名					指定非指定別								
水防実施時の台風又は豪雨名						報告 年月日	年 月 日						
水場 防 実 施 所					日時								
					管理団体 支出分		県支出分		合計				
出動 人員 数	水防 団員	消 防 団員	その他	計	所要 経費	人件費	円		円				
						物件費							
						合計							
水及 防 作 び 業 の 工 概 要 法	工法				水防 の 結 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	効果	m	a	a		戸	m	m	人				
	被害	m	a	a		戸	m	m	人				
他団体よりの応援の状況													
居住者出動状況													
警察の援助状況													
現地指導官吏氏名													
水防関係者の氏名													
立退きの状況及びそれを指示した理由													
水防功労者の氏名と年令、所属及びその功績概要													
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況													
水防活動に対する自己批判													
備 考													

- 注1 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所毎に作成する。
 2 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。
 3 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみを記入する。

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理団体名	指定非指定別	台風名又は出水期の別	水防実施延人員					摘要
			水防団	消防団	その他	自衛隊	計	
		自 月 日 豪雨 至 月 日	()	()	()	()	()	
		台風の号	()	()	()	()	()	
合計			()	()	()	()	()	

注1 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。

2 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。

3 その他とは、水防法第17条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び出水別	水防管理団体名	所要経費				摘要
		使用資材	購入器材	人件費 (食糧費)	合計	
		円	円	円	円	
	計					

注1 台風及び出水ごとに分類して記載すること。

2 所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水防管理団体名	使用した主要水防資材量							摘要
	空俵(呎)	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	
	枚	枚	kg	本	kg	本		

(様式 5)

水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び出水別	水防管理団体名	一 般 被 害						土 木 災 害			合計
		田 (ha)	畑 (ha)	家屋	工事 その他 公共施設 等被害額	その他	小計	河川 被害額	その他 土木 被害額	計	
合計											

注1 台風及び 出水ごとに分類して記載すること。

2 その他には人畜の被害等を記入のこと。

公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。（法第21）

公用負担権限委任証明書

第 ○ 号
身分 氏名
右の者○○の区域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したることを証明する。
年 月 日
水防団長 水防管理者又は 消防機関の長
氏名
印

公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは次のような証票を二通作成してその一通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書			
住所			
負担者	氏名		
物件数量	負担内容	(使用収用処分等)	
	期間	摘要	
年 月 日			
命令者職名 氏名			印

損失補償

右の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

(参考1)

(1) 予警報

用語	説明
気象情報	<p>気象の予報などについて、一般および関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。</p> <p>a) 注意報，警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>b) 注意報，警報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説するもの。</p> <p>c) 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>d) 少雨，長雨，低温，梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり，解説するためのもの。</p> <p>e) 気象情報の種類としては，台風に関する情報，大雨に関する情報，記録的短時間大雨情報，低気圧に関する情報，少雨に関する情報，海氷情報，潮位に関する情報，竜巻注意情報などがある。また，対象とする予報区により全般，地方，府県気象情報がある。</p>
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表する。
警報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
注意報	大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
発表する	注意報，警報および気象情報の公表には「発表」を用いる。「発令」，「宣言」ではない。
切り替える	注意報，警報などの継続などには「切り替え」を用いる。「更新」は用いない。

(2) 時

分類	用語	区分	説明
×	終日	→	一日中。
	きょう一杯		予報発表時から24時まで。
	あす一杯		あすの0時から24時まで。
×	～より～にかけて	→	～から～にかけて。
		備考	時，場所の起点には「から」を用いる。
×	一両日	→	きょうもあすも。
		備考	「ここ一両日」も同義。

分類	用語	区分	説明
	2～3日		今日を含めて2～3日を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
		用例	ここ2～3日は気温が低かった。 ここ2～3日は気温が低い見込み。
		備考	できるだけ具体的な期間を用いる。
	数日		4～5日程度の期間。
		備考	できるだけ具体的な期間を用いる。
	しばらく		2～3日以上で1週間以内の期間を指し、状況によって過去の期間をいう場合と未来の期間をいう場合がある。
		備考	a) 乾燥注意報の本文において用いられることがある。また、週間天気予報などでも用いる。 b) 季節予報の発表文には使用しない。 c) できるだけ具体的な期間を用いる。 d) 「ここしばらく」も同義。
×	当分	→	しばらく。
			今の時点からあと「しばらく」の期間。
		備考	a) 期間を明記するように努める。 b) 「ここ当分」も同義。
	未明		午前0時から午前3時頃まで。
	夜明け		日の出の前の空が薄明るくなる頃。
		備考	「薄明」も同じ意味だが、予報用語としては用いない。
×	夜明け前		日の出の前2時間くらい。
		→	明け方。
	明け方		午前3時頃から午前6時頃まで。
		備考	夜が明ける頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
×	明け方前		「夜明け前」と同じ。
	早朝		一般の人が活動を始める前。季節、地域にもよるが「夜明け」からおよそ1～2時間。
	朝		午前6時頃から午前9時頃まで
		備考	a) 「朝方」、「朝のあいだ」も同じ意味だが、これらは予報用語としては用いない。 b) 「朝の最低気温」と用いるときは0時から9時。
	午前中	備考	一般には午前0時から正午までだが、5時予報、11時予報の「今日」の予報では、発表時から正午までの期間に対して用いる。

分類	用語	区分	説明
×	昼	備考	a) 単独使用はしない。次項の複合語（昼頃、昼前、昼過ぎ）として用いる。 b) 「正午」「日の出から日没(昼間)」の二義があるが、後者の意味では対象時間が長いので用いない。
	昼頃		正午の前後それぞれ1時間を合わせた2時間くらい。
	昼前		午前9時頃から12時頃正まで。
	昼過ぎ		12時頃から15時頃まで。
	午後		12時から24時まで。
		備考	現象が夕方過ぎから始まるようなときには「午後」を用いず「夜のはじめ頃」、「夜遅く」など夜の時間区分に関する用語を用いる。
	夕方		15時頃から18時頃まで。
		備考	日の暮れ頃を指す用語であるが、予報用語としては上記の意味で用いる。
	昼過ぎから夕方にかけて	用例	「…… 昼過ぎから夕方にかけて、にわか雨が雷雨」。
×	午後から夕方にかけて	→	昼過ぎから夕方にかけて。
		備考	「午後」は12～24時であり、「夕方」を含むので「午後から夕方にかけて」は不適当な表現である。
×	夕刻	→	夕方。
×	夕方前	→	夕方。
×	夕方過ぎ	→	夜のはじめ頃。
	夜のはじめ頃		18時頃から21時頃まで。
	夜		18時頃から翌日の午前6時まで。府県天気予報では日界が24時のため、18時頃から24時まで。
		備考	対象とする時間が長いので、単独では用いないように努め、「夜のはじめ頃」などの用語や時刻を用いて時間を特定することが望ましい。
×	夜間	→	夜。
	夜遅く		21時頃から24時頃まで。
×	夜更けて	→	「夜遅く」など時間に合わせて適切な用語を用いる。
		備考	対象時間が不明確な用語なので用いない。

分類	用語	区分	説明
×	夜半		0時の前後それぞれ 30 分間くらいを合わせた1時間くらい。
		備考	日常的に使われることが少なくなっている用語なので用いない。
×	夜半頃		0時の前後それぞれ1時間くらいを合わせた2時間くらい。
		備考	日常的に使われることが少なくなっている用語なので用いない。
×	夜半前		0時の前, 2時間くらい。
		→	夜遅く。
×	夜半過ぎ		0時の後, 2時間くらい。
		→	午前0時から午前2時頃まで。
×	晩	備考	単独では使用はしない。「日暮れからしばらくの間(夜のはじめ頃)」と「夜」の二義がある。予報用語では複合語として前者の意味に用いることがある(例、朝晩)。
×	一晩中	→	夜通し。
	朝晩		午前0時頃から午前9時頃までと, 18時頃から24時頃まで
	朝夕		午前0時頃から午前9時頃までと, 15時頃から18時頃まで
	日中		午前9時頃から18時頃まで。 予報で「明日(今日)日中の最高気温」と用いるときは9時から18時。
		用例	今日に対する予報「曇り日中時々晴れ」。
		備考	今日に対する予報では, 5時予報, 11時予報で使用する。

昨日、今日、明日の細分用語

×	昨夕	→	きのうの夕方。
×	昨夜(来)	→	××日の夜(から)。
		備考	日界をはさむ期間であり, 誤解を招くおそれがあるので具体的な日時を用いる。 例えば, 21日の明け方に発表する気象情報の中で「昨夜」を用いた場合, 20日の日の出までの夜を指すのか, 21日の日の出までの夜を指すのかが不明確になる。 「20日の夜(から)」を用いた場合は後者の夜を指す。

分類	用語	区分	説明
×	昨晚	→	××日の夜。
		備考	「昨夜」と同じ理由で不明確なので、具体的な日時を用いる。
×	昨日来	→	きのうから。
	けさ	備考	(今朝)と書いてもよい。
×	今夕	→	きょうの夕方。
×	今晚	→	今夜。
×	明朝	→	あすの朝。

時刻の用語

×	24時	→	0時。
		備考	<p>a) 気象庁における予報、注意報・警報、気象情報では、24時制を用いる。</p> <p>b) 新聞、テレビなどの報道では「午前・午後」を用いている。したがって、報道用として用いる場合は次の例のように言い換える。ただし、午後0時に対しては正午を用いる。また、午前6時20分前のような用い方はせず、午前5時40分とする。</p> <p>例, 13時 → 午後1時 0時 → 午前0時 12時20分 → 午後0時20分</p>

時間経過などを表す用語

	一時		現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の1/4未満のとき。
		備考	時刻の1時とまぎらわしいので、「… 午後一時雨」とはせず「… 午後には一時雨」とする。
	時々		現象が断続的に起こり、その現象の発現期間の合計時間が予報期間の1/2未満のとき。
		備考	<p>a) 府県天気予報でいう現象の「連続的」と「断続的」は、次のように取り決める。</p> <p>「連続的」…… 現象の切れ間がおよそ1時間未満。</p> <p>「断続的」…… 現象の切れ間がおよそ1時間以上。</p> <p>ここでおよそ1時間とは、気象官署以外での現象の確認の難しさを考慮したものである。ただし、季節予報では1日またはそれ以上の期間を単位とする。</p> <p>b) 現象が「一時」現れるとき、および連続現象が予報期間の1/4以上1/2未満のときはその発現時間帯を指定するように努める。例えば、「曇り午後には一時雨」、「曇り日中晴れ」。</p>

分類	用語	区分	説明
	のち		予報期間内の前と後で現象が異なるとき、その変化を示すときに用いる。
		備考	「… のち …」は大局的な傾向を表す用語であるから可能な限り用いないで、具体的な時間帯を示すように努める。 例えば「晴れのち曇り」は「晴れ昼すぎから曇り」などとする。ただし、以下の3点については例外とする。 a) 時間帯を示す用語が2つになる時は一方に「のち」を用いる。その際の時間指定は降水現象を優先する。例えば「晴れ昼すぎから曇り夕方から雨」とはせずに「晴れのち曇り夕方から雨」などとする。 b) 明後日予報などで具体的な時間帯を示す精度がない場合は「のち」を用いてもよい。 c) 風、波の予報では「のち」を用いてもよい。
	次第に		ある現象が（順を追って）だんだんと変わるときに用いる。
		用例	風が次第に強くなる。
	続く	用例	いま降っている雨は夕方まで続き、夜には次第に止む。
		備考	ある現象の持続することが、情報価値のある場合は「続く」を用いる。
	はじめ（のうち）		予報期間の初めの1/4ないし1/3くらい。週間天気予報では予報期間の初めの1/3くらい。
		備考	a) 今日、明日、明後日に対する予報では、朝の9時くらいまで。今夜に対する予報では、19時くらいまでとなる。ただし、今日に対する予報では、「朝」を、今夜に対する予報では、「夜のはじめ頃」を用いることが望ましい。 b) 週間天気予報で使用する場合は、日付を併記することが望ましい。
	いま	用例	いまは晴れているが、次第に曇ってくる。 いまの気温は20度。
	現在	用例	××時現在の台風の位置。
		備考	観測の成果を発表するときに用いる。
×	今期間	→	（週間天気予報では）向こう一週間。
	中頃（半ば）		季節、週間天気予報では、予報期間の中間の1/3くらい。
		備考	使用する場合は日付を併記することが望ましい。
	終わり		季節、週間天気予報では、予報期間の終わりの1/3くらい。
		備考	使用する場合は日付を併記することが望ましい。 上記用語の1/3、1/4の数値は一応の目安である。

分類	用語	区分	説明
	前半（後半）		季節，週間天気予報では，予報期間の前（後ろ）半分。
×	期末	→	期間の終わりころ。
△	週末		土，日曜日。
		備考	週間天気予報文の中では，期間の終わりとまぎらわしいので用いない。
×	旬末	備考	「××日頃」のように日付けを明記する。
	周期的		期間中に何回か繰り返される天気変化のこと。
		用例	気圧の谷が周期的に通る。
	～の日がある		a) 週間天気予報では，記述した現象の発現期間が予報期間内で1～2日あるとき。 b) 季節予報では，記述した現象の発現期間が予報期間の1/2未満のとき。
		備考	暖・寒候期予報には用いない。
	～の時期がある		記述した現象が連続的に起こり，その現象の発現期間が予報期間の1/2未満のとき。
	～の日が多い		記述した現象が予報期間の1/2以上発現するとき。
		備考	平年に比べていうときは，その旨明記する。
△	急に	備考	意味が曖昧なので発表文には用いない。
△	しばしば	備考	意味が曖昧なので発表文には用いない。

予報期間

	きょう（今日）		5時，11時発表の天気予報では「発表時刻から24時まで」。
	こんや（今夜）		17時発表の天気予報では「発表時刻から24時まで」。
	あす（明日）		天気予報では「明日の0時から24時まで」。
	あさって（明後日）		天気予報では「明後日の0時から24時まで」。

季節を表わす用語

△	盛夏		おおよそ梅雨明けから8月いっぱい期間。 ただし北海道ではおおよそ7月から8月いっぱい期間
	暖候期		4月から9月までの期間。
		備考	暖期予報では，3月から8月までを予報期間としている。
	寒候期		10月から3月までの期間。
		備考	寒候期予報では，10月から2月までを予報期間としている。
	春		3月から5月までの期間。
	夏		6月から8月までの期間。

分類	用語	区分	説明
	秋		9月から11月までの期間。
	冬		12月から2月までの期間。
	半旬		連続する5日の期間で、区切り方により通年半旬と暦日半旬がある。 通年半旬：毎年1月1日から始まる5日毎の期間。 暦日半旬：毎月を1日から5日毎に区切った期間。

注) 天気予報や注意報・警報など気象庁が発表する各種情報は、電話、ラジオによる音声を主体にしたもの、テレビ、FAX、インターネットによる画像・文字を主体にしたものと多様化している。このように様々な形で提供される天気予報などが誰にでも正確に伝わるよう、気象庁では、天気予報などに使う予報用語を「明確さ」「平易さ」「聞き取りやすさ」「時代への適応」の4つの観点から定めている。

注) 分類の欄の記号の意味

無印：気象庁が発表する各種の予報，注意報，警報，気象情報などに用いる予報用語

△：気象庁が発表する報道発表資料，予報解説資料などに用いる解説用語

×：使用を控える用語

区分の欄の記号の意味

用例：用語の使い方の例，使用する際の注意事項，用語の運用の取り決め，音声伝達の利用

備考：その他のただし書き

→：使用を控える用語（使用しない用語）に対して言い換える用語があることを示す

表 銚子地方気象台が発表する基準（柏市の場合）

気象情報	発表基準	
注意報の発表基準	強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上で13m/sec以上
	風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上で13m/sec以上
	大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①表面雨量指数基準：8以上 ②土壌雨量指数：98以上
	洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①流域雨量指数基準： 手賀川流域=18.7、大堀川流域=6、大津川流域=7、染井入落流域=5.4、地金堀流域=6.4 ②複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組合せによる基準値を表す)： 大堀川流域=(5、6)、大津川流域=(5、7)、利根川流域=(6、108.1) ③指定河川洪水予報による基準： 利根川中流部〔芽吹橋〕
	大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが5cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が30%以下で、実効湿度が60%以下。
	濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合、 おおむね次の条件に該当する場合である。 視程が、陸上100m以下。
	霜	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。 晩霜期に最低気温4℃以下。
	低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①夏季の最低気温が、銚子地方気象台で16℃以下が2日以上連続した場合。 ②冬季の最低気温が、銚子地方気象台で-3℃以下。 ③冬季の最低気温が、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下。
警報の発表基準	暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/sec以上
	暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上20m/sec以上
	大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 【大雨警報（浸水害）】 表面雨量指数基準：19以上 【大雨警報（土砂災害）】 土壌雨量指数基準：121以上
	洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①流域雨量指数基準： 手賀川流域=23.4、大堀川流域=7.5、大津川流域=8.8、染井入落流域=6.8、地金堀流域=8.1 ②複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組合せによる基準値を表す)： 大堀川流域=(18、6.)、大津川流域=(16、8.1) ③指定河川洪水予報による基準： 利根川中流部〔芽吹橋・取手・押付〕

気象情報		発表基準
	大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上
記録的短時間大雨情報		土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながる猛烈な雨が降っている場合。 1時間雨量が100mm以上
特別警報の発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	<p>1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>
警 戒	<p>増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの</p>	<p>氾濫警戒情報（洪水警報）等により、またはすでに氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</p>
<p>地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて警報を発表する</p>		

洪水予報の発表

(1) 洪水予報の種類

氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）及び氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）の5種類を発表する。

(2) 洪水予報発表の基準

(イ) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

(ロ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

(ハ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）を超えてさらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは、予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき速やかに発表する。

(ニ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生した後速やかに発表し、利根川上流部洪水予報区域および利根川中流部洪水予報区域においては氾濫水の予報を発表する。

(ホ) 氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

(3) 洪水予報の更新

洪水予報は、洪水の状況に応じて逐次更新するものとし、更新の内容は次のものがある。

(イ) 氾濫注意情報（洪水注意報）から新たな氾濫注意情報（洪水注意報）に更新される場合

(ロ) 氾濫注意情報（洪水注意報）から氾濫警戒情報（洪水警報）に更新する場合

(ハ) 氾濫警戒情報（洪水警報）から新たな氾濫警戒情報（洪水警報）に更新される場合

(ニ) 氾濫警戒情報（洪水警報）から氾濫危険情報（洪水警報）に更新する場合

(ホ) 氾濫危険情報（洪水警報）から新たな氾濫危険情報（洪水警報）に更新される場合

(ハ) 氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、もしくは氾濫危険情報（洪水警報）から氾濫発生情報（洪水警報）に更新する場合

(ト) 氾濫危険情報から氾濫警戒情報（洪水警報）に更新する場合

(チ) 氾濫警戒情報（洪水警報）から氾濫注意情報（洪水注意報）に更新する場合

(リ) 氾濫注意情報（洪水注意報）から氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）に更新する場合

(イ)から(リ)までに掲げる各場合において、洪水の状況に応じてその内容の全部または一部を更新することができるものとする。

(4) 解除

(イ) 氾濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、洪水による危険が去ったものと認められるとき速やかに発表する。

(ロ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、いったん氾濫注意情報（洪水注意報）に更新してから解除することを原則とする。

利根川 (利根川上流河川事務所)

利根川 (利根川上流河川事務所) (令和5年度)

重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	桁杭位置 (K, m)				
越水(溢水) 堤体漏水	B	柏市船戸	96.5 下 100	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査)	積み土のう工 かご止め工	
	B	柏市船戸	96.5 下 105				
越水(溢水) 堤体漏水	B	柏市船戸	96.5 下 120	57.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査)	積み土のう工 かご止め工	
	B	柏市船戸	96.5 下 177				
堤体漏水	B	柏市船戸	96.5 下 177	17.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (安全性照査)	かご止め工	
堤体漏水	B	柏市船戸	96.5 下 194				
堤体漏水	B	柏市船戸	96.0 上 206	11.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (水防団県反映)	築きまわし工	
堤体漏水	B	柏市船戸	96.0 上 194				
(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	柏市船戸	96.0 上 194 96.0 上 154	40.0	利根運河分派点から田中調節池周囲堤の間の有堤区間。河道の計算水位より堤防高が低く越水の危険性がある区間 計算水位が現況堤防高以上 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (水防団意見反映)	積み土のう工 築きまわし工	
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市船戸	96.0 上 154 95.5 下 55	757.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (水防団意見反映)	積み土のう工 築きまわし工	
越水(溢水)	要注	柏市船戸	95.5 下 55 95.5 下 202	147.0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内がかつHWLより低い場所に家屋が存在する区間 (避難誘導等が必要)	積み土のう工	
工作物	B	柏市船戸	95.0 上 20	1箇所	常磐道利根川橋 (下り) 流下能力不足		
工作物	B	柏市船戸	95.0 上 20	1箇所	常磐道利根川橋 (上り) 流下能力不足		
越水(溢水)	B	柏市船戸	95.0 下 64 95.0 下 149	85.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	積み土のう工	
越水(溢水)	B	柏市船戸	95.0 下 149 94.5	276.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	積み土のう工	
越水(溢水)	B	柏市小青田	94.5 下 160 94.5 下 239	79.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	積み土のう工	
越水(溢水)	B	柏市小青田	94.5 下 276 94.0 上 86	251.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	積み土のう工	
越水(溢水)	B	柏市大室	93.5 上 73 93.5 下 84	156.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	積み土のう工	

利根川（利根川上流河川事務所）

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	杆杭位置(K, m)			
(重点) 越水(溢水)	A	柏市大室	93.5 下 84 93.5 下 157	72.7	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低い、計算水位が現況堤防 高以上（堤防高は計画堤防高未満）、背後地浸水の可能性有	積み土のう工
(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	柏市新利根	93.5 下 157 93.5 下 280	123.0	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低い、計算水位が現況堤防 高以上（堤防高は計画堤防高未満）、背後地浸水の可能性有 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（堤防脆弱性）	積み土のう工 築きまわし工
(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	柏市大室	93.5 下 280 93.0 上 112	167.7	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低い、計算水位が現況堤防 高以上（堤防高は計画堤防高未満）、背後地浸水の可能性有 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大室	93.0 上 112 93.0 下 118	229.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水(溢水)	B	柏市大室	93.0 下 118 93.0 下 236	117.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大室	93.0 下 236 92.5 下 148	697.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	柏市新利根	92.5 下 65 92.5 下 70	11.4	有堤部であり坂路擦り付け部が上下流より若干低くなっている。このた め計算水位が若干堤防高より高く越水の可能性がある区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市花野井	92.5 下 160 92.5 下 217	57.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
堤体漏水	B	柏市新利根	92.5 下 217 92.5 下 262	45.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工
(重点) 越水(溢水)	A	柏市花野井	92.0 上 548 92.0 上 388	159.8	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接した家屋及び河川区域内に家 屋が存在する区間。計算池水位はH W L 以上のため注意を要する区間 （避難誘導等が必要）	積み土のう工
越水(溢水)	B	柏市花野井	92.0 上 46 92.0	45.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市花野井	92.0 下 130	130.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	柏市花野井	92.0 下 130 92.0 下 180	49.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	かご止め工 釜段工
越水(溢水)	B	柏市布施	92.0 下 180	161.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工

利根川（利根川上流河川事務所）

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	杆杭位置(K, m)			
堤体漏水	B		91.5 上 279		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
基礎地盤漏水	B				堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性のある箇所	釜段工
越水（溢水）	B	柏市布施	91.5 上 279 91.5 上 261	18.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市布施	91.5 上 56 91.5 下 90	145.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B	柏市布施	91.5 下 200 91.5 下 240	40.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
越水（溢水）	B	柏市布施下	91.5 下 240	110.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B		91.0 下 350		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	91.5 下 350 91.0 上 250	399.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	91.0 上 250	431.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	91.0 下 182	145.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
堤体漏水	B		90.5 上 279		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 279 90.5 上 270	78.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
工作物	B	柏市弁天下	90.5 上 120	1箇所	新大利根橋 流下能力不足	
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 79 90.5 上 61	18.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 61	12.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
堤体漏水	B		90.5 上 48		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 48	793.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B		89.5		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	89.5		計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B		88.5 上 217	552.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし
基礎地盤漏水	B				堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性のある箇所	工 釜段工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	88.5 上 217	36.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
堤体漏水	B		88.5 上 180		堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工

利根川（利根川上流河川事務所）

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	杆杭位置(K, m)			
基礎地盤漏水	B				堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
堤体漏水	B	柏市弁天下	88.5 上 180	41.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工
基礎地盤漏水	B		88.5 上 138		堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
基礎地盤漏水	B	柏市弁天下	88.5 上 138 88.5 上 115	23.1	堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	88.5 上 115	13.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
基礎地盤漏水	B		88.5 上 102		堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	88.5 上 102		計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
堤体漏水	B		88.5 上 74	27.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工
基礎地盤漏水	B				堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	88.5 上 74		計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B		88.0 上 233	568.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工
基礎地盤漏水	B				堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工

重要度 種別	階級	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
		地先名	桁杭位置(K, m)			
工作物	B	柏市船戸	7.0 上 340	1箇所	運河水門管理橋	
堤体漏水	B	柏市船戸	7.0 上 230 7.0 上 121	109	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
堤体漏水	B	柏市船戸山 高野	7.0 上 91 7.0 上 30	61	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水）	B	柏市船戸山	6.5 上 381	322	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
堤体漏水	B	高野	6.5 上 59		堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
堤体漏水	B	柏市船戸山 高野	6.5 上 59 6.5 上 48	11	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水）	B	柏市船戸山	6.5 上 48	173	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
堤体漏水	B	高野	6.0 上 387		堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
工作物	B	柏市船戸山 高野	6.0 上 400	1箇所	山高野歩道橋	
越水（溢水）	B	柏市船戸山 高野	6.0 上 387 6.0 上 173	214	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山	6.0 上 173	96	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
堤体漏水	B	高野	6.0 上 77		堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.5 上 322	221	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
基礎地盤漏水	B		5.5 上 101		基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.5 上 101		計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
堤体漏水	B		5.5 上 15	86	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
基礎地盤漏水	B				基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 248	78	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
堤体漏水	B		5.0 上 170		堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
基礎地盤漏水	B				基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 170		計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
堤体漏水	B		5.0 上 129	41	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
基礎地盤漏水	B				基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	月の輪工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 129	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
			5.0 上 124			

利根運河（江戸川河川事務所）

重要度 種別	階級	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
		地先名	料杭位置(K, m)			
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上124 5.0 上 106	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
工作物	B	柏市大青田	5.0 上86	1箇所	柏大橋	
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上61 5.0 上 38	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上38 5.0 上 27	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
(重点) 越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上27	21	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
堤体漏水	B	5.0 上 6				
基礎地盤漏水	B					
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上6 4.5 上 311	127	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
工作物	B	柏市船戸	7.0 上340	1箇所	運河水門管理橋	
越水(溢水)	B	柏市大青田	7.0 6.5 上 483	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	6.5 上483 6.5 上 301	182	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.5 上301 6.5 上 292	9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.5 上292 6.5 上 193	99	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.5 上169 6.5 上 44	125	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
(重点) 越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.5 上44 6.0 上 408	132	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.0 上408 6.0 上 367	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
工作物	B	柏市船戸	6.0 上400	1箇所	山高野歩道橋	
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.0 上367 6.0 上 349	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢

利根運河（江戸川河川事務所）

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	料杭位置(K, m)			
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.0 上 349 6.0 上 342	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.0 上 342 6.0 上 24	318	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市船戸山 高野	6.0 上 24 5.5 上 489	29	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.5 上 489 5.5 上 483	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 483 5.5 上 437	46	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 437 5.5 上 182	255	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 182 5.5 上 146	36	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.5 上 146 5.5 上 69	77	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.5 上 69 5.0 上 509	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上 509 5.0 上 487	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.0 上 487 5.0 上 481	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水(溢水) 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.0 上 481 5.0 上 215	266	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上 215 5.0 上 172	43	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上 172 5.0 上 146	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
工作物	B	柏市船戸	5.0 上 112	1箇所	柏大橋	
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上 67 5.0 上 22	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
越水(溢水)	B	柏市大青田	5.0 上 22 4.5 上 468	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢

利根運河（江戸川河川事務所）

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	料杭位置(K, m)			
越水（溢水）	B	柏市大青田	4.5 上 468 4.5 上 309	159	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 309 4.5 上 212	97	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 212 4.5 上 153	59	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 153 4.5 上 91	62	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
堤体漏水	B	柏市大青田	4.5 上 91 4.5 上 49	42	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 49 4.5 上 18	31	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 18 4.0 上 304	164	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工

手賀川 (利根川下流河川事務所) (令和5年度)

重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
種別	階級	地先名	桁杭位置(K, m)			
工作物	B	柏市曙橋	7.50 上 190	1 箇所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市曙橋	7.50 上 190	1 箇所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市曙橋～水道橋	7.50～ 6.00 下 55	1,586	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市水道橋	6.50 上 88	1 箇所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市水道橋	6.00 下 55～ 5.75 上 115	80	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市千間橋	4.75 下 40	1 箇所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市水道橋～ 印西市発作	5.75 上 115～ 2.25 下 34	3,593	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市片山新田	7.50 上 190	1 箇所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市片山新田	7.50 上 190	1 箇所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市手賀新田	6.50 上 88	1 箇所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市片山新田 ～布瀬	7.50～ 5.25 上 12	2,243	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市布瀬	4.75 下 40	1 箇所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市布瀬新田 ～印西市発作	3.75 下 16～ 2.75 下 46	1,047	旧河道跡	月の輪

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水	堤防機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

危険度評価基準（千葉県管理河川）

種別	重要度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤防高 （河川）	1. 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所 2. 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所	1. 一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所 2. 近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所 3. 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所
堤体強度 （河岸）	1. 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所 2. 築堤後、1年を経過していない堤防区間 3. 堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後1年を経過していない所 4. 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことのある所 5. 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所にて近接して住家、道路等の公共施設がある所	1. 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所 2. 築堤後、3年を経過していない堤防区間 3. 堤体を開削して行う工事の施工後3年を経過していない所 4. 堤体あるいは基礎地盤の土質地質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所 5. 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所
漏水	1. 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所	1. 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所
水衝	1. 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所 2. 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことのある所	1. 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所 2. 堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所
洗堀 （深堀れ）	1. 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所	1. 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所
工事施工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事にて堤防を開削している所 2. 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所	1. 樋管、橋台等施工箇所にて堤防護岸が未施工の所
工作物	1. 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所 2. 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所 3. 排水ポンプ場の稼働停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所

資料 13-9 過去の災害事例

昭和 54 年以降の水害（旧沼南町については未計上）

年・月・日	昭和 54・ 10. 19	昭和 55・ 11. 25	昭和 56・ 8. 23	昭和 56・ 10. 22	昭和 57・ 4. 15	昭和 57・ 6. 19	昭和 57・ 6. 20	昭和 57・ 8. 1	昭和 57・ 9. 12	昭和 57・ 9. 25	昭和 57・ 11. 30	昭和 58・ 6. 9
原因	台風 20 号	雷 雨	台風 15 号	台風 24 号	低気圧	雷 雨	雷 雨	台風 10 号	台風 18 号	秋雨 前線	低気圧	雷 雨
床上浸水		3		273		1			23		97	
床下浸水	13	7		432	8	20	39	—	50	6	446	1
降 雨 量	92.6mm	24.5mm	48.0mm	188.0mm	43.0mm	33.5mm	17.5mm	37.5mm	166.0mm	46.5mm	57.5mm	15.0mm
主 な 被 害 地 域	花野井, 増尾, 根戸, 柏七丁目	東台本町		増尾,加 賀,酒井 根,東中 新宿,つ くしが丘, 逆井, 高田, 松ヶ崎,豊 四季,豊上 町,永楽台 ,名戸ヶ谷 一丁目,根 戸	逆井, 加賀	高田, 十余二, 東中新宿	豊四季, 十余二		高田, 篠籠田, 松ヶ崎, 逆井, 酒井根 つくしが 丘, 東中新宿	逆井	増尾, 加賀, 東中新宿, つくしが 丘,逆井, 永楽台, 名戸ヶ谷 一丁目, 東台本町, 根戸	あけぼの 二丁目
そ の 他	風による 屋根破損 (高田・ 酒井根)		田中調節 池冠水	※災害救 助法適 用				田中調節 池冠水	田中調節 池冠水			

年・月・日	昭和 58・ 6. 26	昭和 58・ 7. 27	昭和 58・ 7. 28	昭和 58・ 8. 15~17	昭和 58・ 8. 22	昭和 58・ 9. 1	昭和 59・ 7. 11	昭和 59・ 7. 15	昭和 60・ 4. 23	昭和 60・ 6. 20	昭和 60・ 6. 30	昭和 60・ 8. 10
原因	集中 豪雨	雷 雨	集中 豪雨	台風 5・6 号	集中 豪雨	雷 雨	雷 雨	低気圧	低気圧	低気圧	台風 6 号	雷 雨
床上浸水		1	1	1		4	79			2	2	
床下浸水	4	25	9	34	3	53	298	5	4	2	38	3
降 雨 量	3.0mm	68.0mm	17.5mm	132.0mm	17.0mm	15.0mm	50.0mm	14.0mm	51.0mm	105.0mm	145.5mm	52.0mm
主 な 被 害 地 域	逆井	逆井, 増尾, 根戸,布施	逆井, 東中新宿	逆井, 東中新宿, つくしが 丘,加賀	東中新宿, 加賀	逆井, 増尾, 加賀, 酒井根, 東中新宿, つくしが丘	豊四季, 豊町, 増尾,つ くしが丘 ,逆井,名 戸ヶ谷, 加賀,逆 井,東中 新宿,酒 井根	逆井	逆井, 篠籠田	逆井, 篠籠田	篠籠田, 十余二, 高田, 豊四季, 逆井	根戸
そ の 他										道路冠水 3 道路陥没 1		道路冠水 1

年・月・日	昭和 62・ 8. 18	昭和 63・ 6. 18	昭和 63・ 8. 11	昭和 63・ 9. 25	平成元・ 8. 6	平成元・ 9. 20	平成 2・ 5. 8	平成 3・ 8. 1	平成 3・ 8. 12	平成 3・ 8. 21	平成 3・ 8. 30	平成 3・ 9. 8
原因	雷雨	雷雨	長雨	集中豪雨	台風 13号	台風 22号	集中豪雨	雷雨	雷雨	利根川増水	台風 14号	台風 15号
床上浸水		1			1	1						
床下浸水	2	14		4	17	11		4	1			15
降雨量	88.5mm	23.5mm		116.5mm	68.0mm	59.0mm	21.0mm	8.5mm	12.5mm	15.0mm	26.5mm	115.0mm
主な被害地域	布施, 永楽台	高田, 篠籠田, 十余二, 根戸, 布施, 逆井	—	篠籠田	高田, 松久崎, 布施, 正連寺	高田, 篠籠田, 布施				越流堤を越える	被害なし	名戸ケ谷, 十余二, 逆井, 布施, 根戸, 豊町, 南増尾, 酒井根, 高田, 松久崎, 北柏, 逆井, 今谷上町, 弥生町, 増尾, 加賀, 増尾台, 永楽台, 中新宿, 木崎橋, 高田橋, 昭和橋
その他	道路冠水 4	道路冠水 3	道路冠水 2		道路冠水 7 学校流水 1	道路冠水 3	道路冠水 3					店舗内浸水 6 道路冠水等 25 道路交通止 3

年・月・日	平成 3・ 9. 9	平成 3・ 9. 14	平成 3・ 9. 19	平成 3・ 9. 27	平成 3・ 10. 1	平成 3・ 10. 11	平成 4・ 4. 22	平成 4・ 6. 5	平成 4・ 10. 8	平成 4・ 10. 20	平成 4・ 12. 8
原因	大雨	台風17号	台風18号	台風19号	秋雨全線	台風21号	集中豪雨	雷雨	低気圧	低気圧	集中豪雨
床上浸水			40			1			1		
床下浸水			180			10					15
降雨量	55.0mm	31.0mm	219.5mm	1.0mm	68.5mm	120.0mm	22.0mm	8.0mm	113.0mm	47.5mm	51.0mm
主な被害地域	被害なし	つくしが丘, 豊住, 加賀, 東柏, 永楽台, 八幡町	酒井根, 若柴, 豊四季, 豊町, 篠籠田, 南増尾, 増尾, 高田, 松ヶ崎, 松ヶ崎新田, 逆井, あけぼの, 豊上町, 花野井, 豊住, 今谷上町, 大室, 永楽台, 十余二, 旭町, 加賀, 根戸, 八幡町, 増尾台, 布施, 西原, 正連寺, 中原, 藤心, 新富町, 大塚町, 宿連寺, 東柏, 中新宿, 木崎橋, 昭和橋, 勝橋, 高田橋, 新橋, 豊上町交差点, ふるさと公園, 今谷上町長峰産婦人科前, 酒井根小金原ゴルフ場下	中原, 南増尾, 十余二, 緑ヶ丘, 大室, 西原, 船戸, 根戸	被害なし				篠籠田		永楽台, 旭町, 篠籠田, 豊四季, 根戸, 豊町
その他		道路冠水4 庭浸水6	店舗内浸水41 崖崩れ11 交通止め9	屋根破損6 倒木5		道路陥没2 交通止め3	道路冠水1	道路冠水1 店舗内浸水1	道路冠水5 交通止め4 店舗内浸水6	店舗内浸水3	道路冠水5 交通止め2 店舗内浸水5

年・月・日	平成 8・ 7. 3	平成 8・ 7. 8～10	平成 8・ 7. 15	平成 8・ 9. 22	平成 9・ 6. 20	平成 9・ 6. 28	平成 10・ 1. 8	平成 10・ 1. 12	平成 10・ 1. 15
原因	梅雨前線	台風 5 号	大 雨	台風 17 号	台風 7 号	台風 8 号	積 雪	積 雪	積 雪
床上浸水							積雪量	積雪量	
床下浸水	3		2	10			20cm	3cm	
降 雨 量	22. 0mm	163. 0mm	24. 0mm	223. 0mm	75. 0mm	3. 5mm	(我孫子)	(我孫子)	
主 な 被 害 地 域	亀甲台一丁目, あかね町, 宿連寺, 柏, 大塚町, 十余二, 豊住四丁目, 中新宿二丁目, 豊上町, 名戸ヶ谷一丁目, 篠籠田	被害なし	八幡町, 常盤台, 亀甲台一丁目	逆井, 豊四季, 豊住一丁目, 高田, 篠籠田, 明原三丁目, 青葉台一丁目, 東柏二丁目, 柏, 旭町六丁目, 南逆井四丁目, 常盤台, 東上町, 布施, 戸張	松ヶ崎, 千代田二丁目	柏七丁目			
そ の 他	道路冠水 8		道路冠水 2	住家半壊 2 住家一部破損 19 道路崩壊 2	住家一部破損 2	住家一部破損 1	軽傷者 6	軽傷者 5	軽傷者 8 市立柏高校被災

年・月・日	平成 10 8. 28～31	平成 10 9. 16	平成 10 9. 22	平成 10 10. 19	平成 11 3. 22	平成 11 4. 2	平成 11 5. 27	平成 11 7. 12～14	平成 11 7. 21	平成 11 8. 14
原因	大雨	台風 5 号	台風 7 号	台風 10 号	暴風	暴風	暴風	大雨	大雨	大雨
床上浸水										
床下浸水								7		
降 雨 量	126. 5mm	79. 0mm	86. 0mm (我孫子)	不明				133. 0mm	31. 0mm	75. 0mm
主 な 被 害 地 域	南逆井, 豊四季, 北柏, みどり台	柏, 西原, 若葉町, 豊四季, 十余二, 花野井, 船戸	東中新宿	なし		新柏	逆井	北柏	花野井 7, 豊四季 2, 若柴, 十余二, みどり台, 北柏	なし
そ の 他	道路冠水 4	道路冠水 2 倒木 3 建物破損 4	倒木 1		建物破損 3	軽症者 1	建物破損 1	道路冠水 1	道路冠水 6	

年・月・日	平成 11 10.27	平成 12 5.24	平成 12 7.2	平成 12 7.7-8	平成 12 8.9	平成 12 9.12	平成 12 11.20	平成 13 1.27	平成 13 6.7
原因	大雨	大雨降雹	大雨	台風 3 号	大雨	大雨	大雨	大雪	大雨
床上浸水			1						
床下浸水			26	2		4			1
降雨量	54.0mm	26.0mm (手賀沼)	43.0mm	158.0mm	16.5mm	不明	50.0mm		14.5mm
主な被害地域	なし	松葉町, 根戸, 大室, 布施, 布施新町, 正連寺, 北柏, 宿連寺, 花野井, 松ヶ崎, 柏	永楽台, 花野井, 中原, 逆井, 東上町, 東中新宿, 篠籠田, 根戸, 増尾, 豊住, 十余二, 明原, 豊四季	大室, 豊四季, 布施, 藤心, 松ヶ崎	なし	根戸	なし		豊住, 今谷上町, 酒井根, 豊四季, 南逆井, 青葉台, 新富, 永楽台, 中原
その他		建物破損 83 道路冠水 8 倒木 7 軽症者 61	道路冠水 7 がけ崩れ 1	道路冠水 4				軽症者 2 中等症者 3	道路冠水 14

年・月・日	平成 13 7.25	平成 13 8.11	平成 13 8.21-22	平成 13 8.27	平成 13 10.10	平成 14 6.15	平成 14 7.11	平成 14 7.16	平成 14 8.2	平成 14 9.7
原因	大雨	大雨	台風 11 号	大雨	大雨	大雨	台風 6 号	台風 7 号	大雨	大雨
床上浸水										
床下浸水										
降雨量	不明	1.0mm	44.5mm	不明	136.0mm	不明	50.0mm	27.5mm	11.5mm	26.0mm
主な被害地域	なし	なし	高田, 柏, 豊上町, 十余二, 今谷上町, 南柏, 増尾, 東台本町, 戸張, 宿連寺	高田, 永楽台, 十余二, 若柴	なし	なし		なし	なし	なし
その他			道路冠水 10	道路冠水 3 非住家浸水 1			倒木 5 住家一部損壊 1 非住家一部損壊 2			

年・月・日	平成 14 9. 12	平成 14 10. 1	平成 15 5. 20	平成 15 5. 31	平成 15 8. 5	平成 15 10. 13
原因	大雨	台風 21 号	大雨	台風 4 号	大雨	大雨
床上浸水	13(9)				2	10
床下浸水	60(42)				5	125
降雨量	34.0mm(市役所) 42.0mm(酒井根小)	52.0mm	32.5mm	52.0mm	72.5mm	64.0mm(市役所) 73.5mm(酒井根小)
主な被害地域	あかね町, 永楽台, 常盤台, 東山, 酒井根, 豊四季, つくしが丘, 豊住, 南柏, 豊町, 増尾台, 今谷上町, 加賀, 弥生町, 東中新宿, 青葉台, 南増尾, 増尾, 中原, 光ヶ丘, 西原, 中新宿	末広町, 戸張, 吉野沢, 南増尾, 柏, 豊四季, 十余二, 増尾台, 酒井根	若柴	なし	八幡町, 増尾台, 東逆井, 宿連寺	旭町, 光ヶ丘, 増尾, 酒井根, 青葉台, 八幡町, 中原, 逆井, 東逆井, 南逆井, 柏, 南増尾, 増尾台, 加賀, 豊町, 中央, 常盤台, 今谷上町, 豊住, つくしが丘, 豊四季, 永楽台, あかね町, 花野井, 若柴, 松ヶ崎, 高田, 東山, 大室, みどり台, 東中新宿, 青葉台, 戸張, 根戸新田
その他	道路冠水 4 擁壁崩れ 1	住家一部損壊 4 非住家一部損壊 6	道路冠水 1			道路冠水 40

年・月・日	平成 15 11. 25	平成 16 9. 26	平成 16 9. 30	平成 16 10. 9	平成 16 10. 20	平成 16 12. 4	平成 17 5. 24	平成 18 7. 14
原因	大雨	大雨	台風 21 号	台風 22 号	台風 23 号	暴風	大雨	大雨
半壊				2		1		
一部破損				7		1		
床上浸水				31	2		1	1
床下浸水		1	1	98	8		1	2
降雨量	不明	42	50.5	249.5	146.5	48	44	34.5
主な被害地域	東山	豊四季, 青葉台, 柏	逆井	青葉台, 旭町, 伊勢原, 今谷上町, 永楽台, 加賀, 柏, 酒井根, 逆井, 東逆井, 南逆井, 篠籠田, 関場町, 弥生町, 豊四季, 豊住, 中原, 光ヶ丘, つくしが丘, 増尾, 増尾台, 南増尾, 松ヶ崎, 緑ヶ丘	明原, 豊四季, 旭町, 青葉台, 花野井, 豊住	豊四季, 若柴, 根戸, 豊住, 十余二	逆井, 増尾台	明原, 東上町, 旭町, 永楽台, 十余二, 関場町, 松ヶ崎, 大津ヶ丘, 北柏
その他	道路冠水 1	非住家浸水 1 土砂崩れ 1	道路冠水 1	道路冠水 32, 非住家浸水 40	非住家浸水 2	倒木 5 道路冠水 1 瞬間最大風速 28.8m/s	—	道路冠水 8

年・月・日	平成 19 6. 10	平成 19 9. 6	平成 20 2. 3	平成 20 2. 23	平成 20 7. 7
原 因	大雨	台風 9 号	降雪	暴風	大雨
半壊		1	積雪量		
一部破損		6	6. 7 c m		
床上浸水	8				
床下浸水	78				7
降 雨 量	97	124			65
主 な 被 害 地 域	あかね町, 今谷上町, 高田, 永 楽台, 篠籠田, 豊四季, 豊住, 豊町, 八幡町, 花野井, 十余 二, 根戸, 松ヶ崎, 柏, 北柏, 宿 連寺, 新柏, 加賀, 増尾, 増尾 台, 酒井根, 中新宿, 東山, 光 ヶ丘, 南増尾, 逆井, 東逆井, 高柳, 大井, 大津ヶ丘, 塚崎, 若白毛	若柴, 南逆井, 藤心, 高柳, 増尾 台, 大津ヶ丘, 鷺野谷, 船戸山 高野, 布施, 篠籠田, 明原, 十余二, 柏下, 宿連寺, 緑ヶ丘, 常盤台, 大山台, 大室, 西山, 呼塚新田, 増尾, 豊四季台, 逆井, 大島田, しいのき台, 大青田, 花野井	吉野沢, 西原, 東, 箕輪新 田, 大井, 豊町, 根戸, 泉 村新田, 今谷上町, 松ヶ 崎, 大津ヶ丘, 酒井根	柏, 増尾	加賀, 増尾台, 酒 井根, 中原
その他	非住家浸水 44 道路冠水 23	負傷者 1, 倒木 25 住家被害 7	重傷者 2 軽傷者 12	軽傷者 1 倒木 1	非住家浸水 3 道路冠水 3

年・月・日	平成 20 8. 5	平成 20 8. 28	平成 20 8. 30	平成 21 3. 21	平成 21 10. 8
原 因	大雨	大雨	大雨	強風・波浪	台風 18 号
半壊					
一部破損					
床上浸水			104		
床下浸水	1	17	315		
降 雨 量	19. 5	65	128		94
主 な 被 害 地 域	豊四季	今谷上町, 大室, 篠籠 田, 正連寺, 高田, 富 里, 豊上町, 豊四季, 十余二, 西町, 花野 井, 光ヶ丘, 船戸, 増 尾, 南逆井, 豊町, 若 柴	今谷上町, 永楽台, 亀甲台町, 篠籠 田, 新富町, 高田, 常盤台, 富里, 豊上 町, 豊四季, 豊住, 南柏中央, 南柏, 豊 町, 吉野沢, 旭町, 布施新町, 加賀, 増 尾, 増尾台, 今谷南町, 酒井根, つく しが丘, 中新宿, 中原, 東中新宿, 東 山, 光ヶ丘, 青葉台, 南逆井, 南増尾, 逆井, 高柳, 千代田, 布施, 新柏, 光ヶ 丘団地, 東逆井	明原, 柏, 鷺野谷	豊四季, 新柏, 正連寺, 根 戸新田, 増尾台, 南増尾, 今谷上町, 塚崎, 新十余 二, 旭町, 柏, 花野井, 千 代田, 南増尾, 布施, 布施 新町, 藤心, 中新宿, 藤ヶ 谷新田, 加賀, 塚崎, 旭 町, 松ヶ崎
その他		非住家浸水 12 道路冠水 30	非住家浸水 97 道路冠水 40	軽症者 1 住家被害 2	非住家浸水 3 道路冠水 12 負傷者 3 住家被害 10 倒木 6

年・月・日	平成 22 7. 4	平成 22 9. 8	平成 22 9. 13	平成 22 9. 16	平成 22 9. 28	平成 22 12. 3	平成 22 12. 23	平成 23 2. 18
原 因	大雨	台風 9 号	大雨	大雨	大雨	暴風	強風	強風
半壊								
一部破損		2				13	1	
床上浸水								
床下浸水								
降 雨 量	32	106	23	82.5	73.5	73		
主な被害地域	豊四季, 根戸	今谷上町, 加賀, 高柳, 青葉台, 東山, 増尾台, 西原, 豊住	豊住, 西原, 豊町	酒井根	逆井	高田, 若柴, 南増尾, 光ヶ丘, 豊住	柏	柏, 大津ヶ丘
その他	道路冠水 2	非住家浸水 2 道路冠水 6 住家被害 2	非住家浸水 2 道路冠水 1	道路冠水 1	道路冠水 1	非住家浸水 1 道路冠水 2 住家被害 13	住家被害 1	負傷者 1 倒木 1

年・月・日	平成 23 4. 25	平成 23 6. 21	平成 23 7. 1	平成 23 8. 19	平成 23 8. 26	平成 23 9. 2	平成 23 9. 21
原 因	突風	大雨	大雨	大雨	大雨	台風 12 号	台風 15 号
半壊							
一部破損	30		2			2	51
床上浸水		1			1		
床下浸水			2	1	6		
降 雨 量		43.5	31	88	65	49	122.5
主な被害地域	大津ヶ丘, 名戸ヶ谷, 永楽台, 新柏, 増尾, 光ヶ丘, 大井, 泉, 豊住, 大島田, ひばりが丘, しいの木台, 柏	根戸, 布施, 花野井, 新柏	篠籠田, 高田, 花野井, 今谷上町, 豊四季	豊住, 今谷上町, 豊四季, 篠籠田, 旭町	加賀, 増尾台, 豊住, 酒井根, 中原, 東山, 篠籠田, 光ヶ丘, 逆井, 増尾, 豊四季, 根戸, 松葉町	豊四季, 西山	豊四季, 花野井, 中新宿, 増尾, 旭町, 柏, 松ヶ崎, 南逆井, 大津ヶ丘, 逆井, 高柳, 塚崎, 西山, ひばりが丘, 藤ヶ谷, 布施新町, 増尾台, 南増尾, 明原, あけぼの, 泉町, 大島田, 大室, 加賀, 亀甲台町, 高南台, 五條谷, 酒井根, 宿連寺, 新柏, 新富町, 新十余二, 高田, 千代田, つくしが丘, 手賀, 常盤台, 豊上町, 豊住, 十余二, 名戸ヶ谷, 根戸, 布施, 布施下, 船戸, 船戸山高野, みどり台
その他	住家被害 30 非住家被害 5 車両損害 13	道路冠水 5	道路冠水 2 雹被害 4 (うち一部破損 2)	道路冠水 5	非住家浸水 18 道路冠水 15 車両水没 1	倒木 2	負傷者 2 住家被害 51 非住家被害 1 倒木 28

年・月・日	平成 24 4. 6	平成 24 5. 10	平成 24 6. 19	平成 24 6. 22	平成 24 9. 6	平成 24 9. 30	平成 25 1. 14	平成 25 3. 14
原 因	暴風	短時間強雨	台風 4 号	大雨	大雨	台風 17 号	大雪	強風
半壊	最大風速 30.1m/s						積雪量 8cm (千葉)	最大風速 24.6m/s
一部破損			8					
床上浸水								
床下浸水								
降 雨 量		32.5	71.5	48	33	9		
主な被害地域	松葉, 船戸山 高野	豊四季, 新 柏, 永楽台, 高柳, 戸張	塚崎, 南増 尾, 戸張, 北 柏, 増尾, 酒 井根, 新富町	花野井, 十余 二	大室, 正連 寺, 松ヶ崎	大室, 泉		
その他	負傷者 1 倒木 2	非住家浸水 1 道路冠水 5 倒木 1	軽傷者 1 非住家被害 1 道路冠水 1 倒木 3	道路冠水 2	道路冠水 3	倒木 2	中等傷 4 軽傷者 21 倒木 11	負傷者 3 倒木 1

年・月・日	平成 25 4. 6~7	平成 25 9. 15~16	平成 25 10. 15~16	平成 26 2. 8	平成 26 2. 14~15	平成 26 6. 7
原 因	暴風雨	台風 18 号	台風 26 号	大雪	大雪・大雨	大雨
半壊				積雪量 33cm (千葉)	積雪量 10cm (千葉)	
一部破損						
床上浸水			2			
床下浸水			15			
降 雨 量	68	111	252.5			
主な被害地域	十余二	増尾, 新柏, 八幡町, 高 柳, 旭町, 柏 の葉, 豊平町	青葉台, 柏下, 高柳, みど り台, 花野井, 金山, 塚 崎, 柏。松ヶ崎新田, 青葉 台, 藤ヶ谷, 酒井根, 今谷 上町, 豊四季, 増尾, 北 柏, 南逆井, 逆井, 手賀新 田, 大井, 手賀,		新十余二, 塚崎, 大井, 高柳, 中新宿, 名戸ヶ 谷, 大室, 南逆井, 東上 町, 根戸, 千代田, あけ ぼの, 南増尾, 箕輪, 藤 ヶ谷, あかね町, 加賀, 東中新宿, 柏, 明原, 新 逆井	大室, 五條谷,
その他	軽傷者 1	道路冠水 7 倒木 2	道路冠水 54 土砂災害 14 倒木 1 土砂災害 4 非住家浸水 1	軽傷者 14	中等傷 1 軽傷者 4 道路冠水 17 倒木 13	道路冠水 2

年・月・日	平成 26 6. 25	平成 26 7. 10～11	平成 26 7. 19	平成 26 10. 5～6	平成 26 年 10. 13～14	平成 27 5. 13
原因	大雨	台風 8 号	大雨	台風 18 号	台風 19 号	大雨・暴風
半壊						最大風速 20.7m/s
一部破損						
床上浸水						
床下浸水				3		
降雨量	44	7	83	262.5	35	46
主な被害地域	新柏		藤ヶ谷, 若白毛, 高柳, 塚崎, 豊住, 金山	青葉台, 中原, 豊四季, 藤ヶ谷新田, 松葉町, 藤ヶ谷, 南増尾, 光ヶ丘, 酒井根, 高田, 根戸, 新富, 十余二, 北柏, 豊上町, 松ヶ崎, 東台本町, 柏, 千代田, 南逆井, 正連寺, 篠籠田, 戸張, 金山, 塚崎		あけぼの, 逆井
その他	道路冠水 1	軽傷者 1	道路冠水 7 非住家浸水 1	避難準備情報発令 避難勧告発令 避難所開設 7 道路冠水 26 避難者 5	避難所開設 7 倒木 1	倒木 2

年・月・日	平成 27 9. 11	平成 27 10. 1	平成 27 7. 14	平成 28 7. 15	平成 28 8. 16	平成 28 8. 22
原因	大雨	大雨・暴風	大雨	大雨	台風 7 号	台風 9 号
半壊						
一部破損						2
床上浸水						
床下浸水				2		
降雨量	343	42	56.5	100.5	64	103
主な被害地域	大室, 正連寺, 五條谷, 金山, 今谷上町, 増尾, 鷺野谷	十余二, 金山	酒井根, 光ヶ丘	若柴, 高田, 十余二, 若柴, 松ヶ崎新田, 根戸, 八幡町, 花野井, 泉	布施	布施新町, 豊四季, 十余二, 今谷上町, 青葉台, 根戸, 塚崎, 新富町, 柏, 大室, 南逆井, 大島田, 柏, 南増尾, 塚崎, 高田
その他	避難準備情報発令 避難勧告発令 避難所開設 7 避難者 4 倒木 2 道路冠水 5	道路冠水 2 道路陥没 1	道路陥没 1 道路冠水 2	道路冠水 7	倒木 1	避難所開設 7 避難者 4 道路冠水 11 倒木 6

年・月・日	平成 29 2. 20～21	平成 29 7. 26	平成 29 8. 19	平成 29 9. 17～18	平成 29 10. 22～23	平成 29 10. 29	平成 30 1. 22～23	平成 30 2. 1～2
原因	強風	大雨	大雨	台風 18 号	台風 21 号	台風 22 号	大雪	降雪
半壊							積雪量 8cm (千葉)	降雪量 0cm (千葉)
一部破損	1				1			
床上浸水	最大風速 24.4m/s		3					
床下浸水								
降雨量		56	28	75	273	104.5		
主な被害地域	常盤台	今谷上町, 正連寺	篠籠田, 豊住, 南柏	大室, 塚崎, 増尾, 酒井根, 塚崎, 大島田	大井, 松ヶ崎, 十余二, 常盤台, 松ヶ崎新田, 岩井, 松ヶ崎	手賀, 岩井		
その他		道路冠水 2		倒木 6	避難準備・高齢者等避難開始発令 避難所開設 7 避難者 3 道路陥没 2 道路冠水 1 倒木 3	避難準備・高齢者等避難開始発令 避難所開設 7 道路冠水 1 倒木 1	軽傷者 10	軽傷者 1

年・月・日	平成 30 7. 28	平成 30 8. 8～9	平成 30 8. 23～24	平成 30 9. 1	平成 30 9. 5	平成 30 9. 30～10. 1	平成 31 2. 9～2. 11
原因	台風 12 号	台風 13 号	台風 20 号	洪水警報	台風 21 号	台風 24 号	降雪
半壊							
一部破損					6	1	
床上浸水							
床下浸水							
降雨量	74.5	29.0	1.5	117	13.5	58.5	
主な被害地域	増尾, 大青田	高柳, 藤ヶ谷, 藤ヶ谷新田 (停電)	中新宿, 鷺野谷	高柳, 藤ヶ谷	逆井, 弥生町, 西原, 高田, 篠籠田	高南台 (建物被害)	
その他	倒木 2	避難者 2 停電約 300	ブロック塀倒壊 1 倒木 1	道路冠水 1 車両水没 2	倒木等 10	軽症 1 倒木 57 停電 3,700 軒	軽傷 5 中等傷 4

年・月・日	令和元 9. 9	令和元 10. 11～13	令和元 10. 25～26	令和 2 8. 23
原 因	台風 15 号	台風 19 号	大雨	大雨
半壊	2	2		
一部破損	250	217		
床上浸水				37
床下浸水				8
降 雨 量	101	171.5	187	49
主 な 被 害 地 域	市内全域	市内全域	大津ヶ丘, 高田, 布瀬, 藤心, 大室, 高柳, しい の木台, 鷺野谷	明原 1, 旭町 1, 旭町 3
その他	避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 軽傷 2 避難所開設 25 避難者 15 倒木 178 道路冠水 1	避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 軽傷 5 避難所開設 25 避難者 384 倒木 76 道路冠水 4 利根川越流提(田中調節池)越水 →調節池内道路通行止 コールセンター設置	避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 避難所開設 6 倒木 1 道路冠水 7 河川越水 3(大津川) コールセンター設置	道路冠水 9

年・月・日	令和 3 8. 12～15	令和 4 9. 23～24	令和 5 6. 2～3	令和 5 9. 2～3
原 因	大雨	大雨	大雨	台風 13 号
半壊				
一部破損				
床上浸水				
床下浸水	2			
降 雨 量	230	131.5	276.5	118.0
害 主 な 被 害 地 域	塚崎, 藤ヶ谷新田, 手賀	高柳	市内全域	市内全域
その他	土砂災害警戒情報発表 高齢者等避難(警戒レベル 3)発令 避難指示(警戒レベル 4)発令 避難所開設 17 道路冠水 2	道路冠水 1	土砂災害警戒情報発表 避難指示(警戒レベル 4)発令 避難所開設 23 住家被害 3 件(一部損壊, 床上浸水) 非住家被害 7 件(一部損壊, 床上浸水等) 道路・橋梁被害 82 のり面損壊 2 その他 49	自主避難所 20 道路冠水 3 倒木 4 その他 1

年・月・日	令和 5 9.20
原因	大雨
半壊	
一部破損	
床上浸水	15
床下浸水	49
降雨量	93.0
主な被害地域	市内全域
その他	道路冠水：28件 その他：24件

水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所 河川	主に使用する資材		備考
				古来	現在	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のう又は土のうを数段積み上げる	一級河川	土俵、くい、竹くい	土のう、防水シート、鉄筋防	応急かさ上げ工
	せき板工	堤防天端に土のうの代わりを当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	くい、板、くぎ	鋼製支柱、軽量鋼板	応急かさ上げ工
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりを蛇かごを置く	急流河川	竹あみ蛇かご、石、むしろ	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	応急かさ上げ工
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう・板など入手困難)	—	既製のう、ポンプ、鉄パイプ	応急かさ上げ工
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の囲い箇所	むしろ、半割、土俵	—	応急越流堤工
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	—	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	応急越流堤工
	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形積み土のうにする	一級河川	土俵、むしろ、木くい又は竹ぐい、桶	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	漏水緩和工
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	—	既製のう、ポンプ、鉄パイプ	漏水緩和工
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	—	鉄板、土のうパイプ、鉄パイプ	漏水緩和工
	月の輪工	裏のり部によりかかき、半円形に積み土のうする	一級河川	土俵、むしろ、くい、桶、竹ぐい	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒	漏水緩和工
漏水	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先平地にかかき、ビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	—	既製のう、くい、土のう、ビニロンパイプ	漏水緩和工
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又は桶を置く	一級河川	たる、むしろ土俵	たる、防水シート、土のう	漏水緩和工
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走り、犬走りなどを敷きならべる	一級河川 (漏水少ない箇所)	むしろ、丸太、竹	防水シート、丸太、竹	漏水緩和工

原因	工法	工法の概要	利用箇所 河川	主に使用する資材		備考
				古来	現在	
漏水	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一級河川 (漏水少ない箇所)	土のう、むしろ、竹、土俵	土のう、木ぐい、竹ぐい	漏水止め工
	むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一級河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵	-	漏水止め工
	継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一級河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、ロープ、土俵	-	漏水止め工 表のり決壊防止
	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	-	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう	漏水止め工
	たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	古たみ、くい、土俵、鉄線	土俵の代わりに土のう	漏水止め工
	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗堀防止
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立ち木(青竹)、土俵、なわ、鉄線、くい	立ち木、土のう、ロープ、鉄線、くい	洗堀防止
	立てかご工	表のり面に蛇かごをたてて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご、詰め石、くい、鉄線	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	洗堀防止
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所土のう又は大きい石を投入する	急流河川	土俵、石俵石	土のう、石異型コンクリートブロック	洗堀防止 断面確保
	竹網流し工	竹を格子形に結束し、土俵をつけて、のり面を被覆する	緩急河川	竹、くい、なわ、土俵	竹、くい、ロープ、土のう	洗堀防止
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所川倉牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、蛇かご	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	洗堀防止
	築きまわし工	表のり面決壊による断面不足を裏のりに土俵を積みむ	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土俵、くぎ	くい、割竹、板、土のう、くぎ	断面確保
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、わら、かや、土俵	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	洗堀防止

表 雨の強さと降り方の目安

(気象庁：平成 12 年 8 月作成、平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内(木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上～ 20 未満	やや強い 雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね 返りで足元がぬ れる	雨の音で話し声 が良く聞き取れ ない	地面一面に水た まりができる	
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の半 数くらいが雨に 気がつく	道路が川の様 になる	ワイパーを速く しても見づらい
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっく り返したように 降る				高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなく なる(ハイドロ プレーニング現 象)
50 以上～ 80 未満	非常に 激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降 り続く)	傘は全く役に立 たなくなる		水しぶきであた り一面が白っぽ くなり、視界が 悪くなる	車の運転は危険
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるよ うな圧迫感があ る 恐怖を感じる				

表 市内の樋管設置場所（特段注記が無ければ、柏市長による管理）

河川 管理者	河川名	施設名	設置場所		地先名	門扉・形式	操作 方法
			岸別	位置(K、m)			
利根川 上流河川 事務所	利根川	欠ノ下樋管	右岸	88.0 上 300	我孫子市久寺家 (※管理は柏市長)	鋼製スライド ゲート	電動
		堂ノ下樋管		91.5 上 80	柏市布施	鋼製スライド ゲート	電動
		城之腰樋管		92.5 上 460	柏市大室	鋼製スライド ゲート	電動
		寺下前樋管		93.5 上 28	柏市大室	鋼製スライド ゲート	電動
		川端樋管		94.0 上 345	柏市小青田	鋼製ローラー ゲート	電動
		花前樋管		94.5 上 235	柏市船戸	鋼製スライド ゲート	電動
		旭山樋管		95.5 上 30	柏市船戸	鋼製ローラー ゲート	電動
		早瀬樋管		95.5 上 350	柏市船戸	鋼製スライド ゲート	電動
		張間内排水樋管		92.0 km	柏市花野井	鋼製ローラー ゲート	電動
		郷向樋管		88.5 上 138	柏市布施下 (※管理は千葉県知 事)	鋼製スライド ゲート	可搬式 エンジン
		塩辛樋管		91.5 上 430	柏市花野井	鋼製プレート ガードローラ ゲート	電動
江戸川 河川事務 所	利根運河	西郷谷排水樋管	左岸	5 下 30	柏市大青田 (※管理は江戸川河 川事務所)	コンクリート 巻ヒューム管	手動
		諏訪下排水樋管		4.6	柏市大青田 (※管理は流山市長)	鋼製ローラー ゲート	電動
		宮本排水樋管		—	柏市船戸山高 野字宮本	—	手動
		城の越排水樋管		—	柏市大青田字 中立 1844-1	—	手動
千葉 県	手賀沼	城山樋管	—	—	柏市箕輪新田	鋼製スライド ゲート	手動
		唐虫樋管	—	—	柏市大井新田	鋼製スライド ゲート	手動

1 4 . 土砂災害危険

資料 14-1 土砂災害発生の恐れがある箇所

令和5年9月19日現在

箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域等の指定
II-1008	花野井2	花野井	○
II-1011	花野井4	花野井	○
II-1007	花野井1	花野井	○
II-1009	花野井3	花野井	○
II-7028	逆井2	逆井	○
II-7029	逆井3	逆井	○
II-1019	逆井1	逆井	○
II-1014	根戸1	根戸	○
II-1018	酒井根1	酒井根根崎	
II-7026	宿連寺1	宿連寺前原	
I-0240	松ヶ崎1	松ヶ崎	○
II-1012	松ヶ崎2	松ヶ崎	○
II-1013	松ヶ崎3	松ヶ崎	○
I-2018	新逆井1	新逆井1丁目	○
III-1064	中原1	中原	
II-1016	中新宿1	中新宿1丁目、流山市前ヶ崎	○
II-1017	東山1	東山2丁目	○
I-0239	戸張	東柏	○
II-7027	柏1	柏	○
II-1010	布施1	布施、布施下	○
II-1015	豊四季1	豊四季	○
II-1071	金山1	金山、泉	○
II-1072	金山2	金山	○
II-1052	五條谷1	五條谷	
II-1078	高柳1	高柳	○
I-0256	品川根	高柳	○
II-1063	手賀1	手賀	○
II-1064	手賀2	手賀	○
II-1068	手賀6	手賀	○
II-1065	手賀3	手賀	○
II-1066	手賀4	手賀	○
II-1067	手賀5	手賀	○
II-1056	泉1	泉	○
II-1057	泉2	泉	○
II-1058	泉3	泉	○
II-1059	泉4	泉	○
II-1048	大井1	大井大納屋	
II-1049	大井2	大井	○
II-1050	大井3	大井、大津ヶ丘3丁目	○
III-1066	大井4	大井	○
II-1070	塚崎1	塚崎	○
II-1075	藤ヶ谷1	藤ヶ谷	○

箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域等の指定
II-1076	藤ヶ谷2	藤ヶ谷大作	
II-1077	藤ヶ谷3	藤ヶ谷	○
II-1079	藤ヶ谷4	藤ヶ谷白砂	
II-1069	布瀬4	布瀬	○
II-1073	布瀬5	布瀬	○
II-1074	布瀬6	布瀬	○
I-1279	腰巻	布瀬	○
I-0254	納屋	布瀬	○
I-0257	木崎	布瀬	○
III-1068	片山4	片山	○
II-1062	片山3	片山	○
II-1060	片山1	片山	○
II-1061	片山2	片山北ノ作	
III-1067	箕輪1	箕輪	
II-1051	箕輪1	箕輪坊ノ口	
III-1069	柳戸1	柳戸	
I-0255	上柳戸	柳戸	○
II-1053	鷺野谷1	鷺野谷	○
II-1054	鷺野谷2	鷺野谷	○
II-1055	鷺野谷3	鷺野谷	○
I-055001	箕輪3	箕輪	○
I-055002	箕輪4	箕輪	○
I-050001	箕輪5	箕輪	○
I-050002	大井5	大井	○
I-050003	大井6	大井	○
I-050004	箕輪6	箕輪、大井、大井新田、箕輪新田	○
I-041K2003	しいの木台1	しいの木台1丁目、高柳	○
I-041K2007	花野井5	花野井、布施	○
I-041K2011	花野井6	花野井、大室	○
I-041K2012	花野井7	花野井	○
I-041K2013	花野井8	花野井	○
II-041K2006	花野井9	花野井	○
II-041K2008	花野井10	花野井	○
II-041K2009	花野井11	花野井	○
II-041K2010	花野井12	花野井、新利根	○
I-041K2016	岩井1	岩井、岩井新田、手賀の杜2丁目	○
II-041K2015	岩井2	岩井	○
I-041K2030	高柳2	高柳、しいの木台1丁目、高柳新田	○
II-041K2031	高柳3	高柳	○
II-041K2032	高柳4	高柳	○
II-041K2033	高柳5	高柳	○
II-041K2034	高柳6	高柳	○
I-041K2062	船戸山高野1	船戸山高野、船戸	○
I-041K2073	大室1	大室	○

I-041K2074	大室2	大室	○
I-041K2075	大室3	大室	○
I-041K2094	藤心1	藤心1丁目	○
II-041K2093	藤心2	藤心	○
I-041K2109	布施2	布施	○
II-041K2108	布施3	布施	○
II-041K2110	布施4	布施、布施下	○
II-041K2111	布施5	布施、布施下	○
II-041K2018	逆井4	逆井	○
II-041K2082	塚崎2	塚崎、高柳	○
II-041K2083	塚崎3	塚崎	○
II-041K2089	藤ヶ谷4	藤ヶ谷	○
II-041K2091	藤ヶ谷5	藤ヶ谷	○
II-041K2092	藤ヶ谷新田1	藤ヶ谷新田、藤ヶ谷	○

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ

傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が

- ・ 5 戸以上等 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ
- ・ 1～4 戸 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ
- ・ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

15. 県への報告

千葉県危機管理情報共有要綱

目次

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準（第一条－第三条）

第二節 報告（第四条－第六条）

第三節 情報共有（第七条－第十一条）

第二章 事務局（第十二条－第二十条）

第一節 体制（第十二条－第十五条）

第二節 情報収集（第十六条－第十九条）

第三節 準用（第二十条）

第三章 各部及び各支部

第一節 共通（第二十一条・第二十二条）

第二節 各部（第二十三条）

第三節 各支部（第二十四条）

第四章 市町村等（第二十五条－第二十八条）

第一節 体制（第二十五条）

第二節 報告（第二十六条－第二十八条）

附則

別表

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおりとする。

第二節 報告

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム（物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。）を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

(情報の正確性)

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

(対象範囲)

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

(情報の取扱)

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

(システムによる情報共有)

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

(報道発表等による情報共有)

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

(個人情報保護に関する特例)

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

第二章 事務局

第一節 体制

(情報共有に関する事務及びシステムの運用)

第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

(物資資源管理情報に関する事務)

第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

(避難所等情報に関する事務)

第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

(システムのメンテナンス)

第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第二節 情報収集

(システム、電話等)

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

- 一 陸上自衛隊
- 二 海上自衛隊

- 三 千葉県警察本部
- 四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
- 五 海上保安庁
- 六 その他

（その他の手段）

第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第三節 準用

（災害対策本部等設置前の対応）

第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。

第三章 各部及び各支部

第一節 共通

（即時報告）

第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

（随時報告）

第二十二条 各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第二節 各部

（報告内容）

第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

第三節 各支部

（支部災害派遣職員）

第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章 市町村等

第一節 体制

（情報の報告窓口）

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節 報告

（報告様式）

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。

（認定のない情報の報告）

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

（被害情報の認定）

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

用語の定義

用語	定義
報告	事務局が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【即時報告】 定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】 情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】 対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。 ・ 【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は防災対策課が別途指定する。
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（企業局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・企業局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMAT の活動に関する情報	参考様式 【医療整備課 (DMAT)】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式 【医療整備課（病院）】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】

港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
企業局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）	参考様式 【水政課・企業局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況 （千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式 （災害即報 4号様式）

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

資料 15-2 被害の認定基準

1 人的被害

被害項目	認定基準	備考
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1. 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。（原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	

○「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

2 住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	共通	住家とは、現実的に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
住家被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。	

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。	
住家被害	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。	
住家被害	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。	
住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。	
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損をいう。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
		2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	

1-a 人的被害に関する状況【様式1】

人的被害に関する状況													様式1				
整理番号	管轄市町村	消防機関	発知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況		報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	

※不明箇所は不明と記入して報告する。
 ※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

負傷者情報

管轄市	
管轄消防	
覚知時間	
発生住所	
年齢	
性別	
国籍	
程度	
傷病名	
搬送先	
状況	

報告者

所属

連絡先

受信者

負傷者情報

管轄市	〇〇市
管轄消防	〇〇〇〇〇〇〇〇〇消防組合消防本部
覚知時間	〇〇時〇〇分
発生住所	〇〇市〇〇〇〇—〇〇
年齢	〇〇歳
性別	男
国籍	日本
程度	重傷又は軽傷（※中等症は軽傷扱いとする）
傷病名	右大腿骨頸部骨折、右肩脱臼
搬送先	〇〇病院
状況	地震に驚き自宅階段（2階から1階）から転落し負傷。

報告者 〇〇 〇〇

所属 〇〇課

連絡先 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

受信者

2-a 住家被害に関する状況（損壊）【様式2-1】

住家被害に関する状況（損壊）										様式2-1
整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

2-b 住家被害に関する状況（浸水被害）【様式 2-2】

住家被害に関する状況（浸水被害）											様式2-2
整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

2-c 非住家被害に関する状況【様式 2-3】

整理 番号	非住家被害に関する状況										様式2-3	
	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への 公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

2-d 住家等被害（記入要領）

共通事項

- 住家被害の定義は、「被害報告取扱要領」（昭和45年4月10日消防防第246号）によるものとする。
- 被害を覚知した場合、詳細な破損箇所、対処状況等について不明又は調査中であっても原則報告を行うものとする。
なお、住所の詳細が不明（大字が不明）な場合については、判明した時点で報告を行うこと。
- 「住所」の欄については、可能な限り詳細に記入することとし、最低限、大字までは記入すること
- 各項目について、不明な箇所については、「不明」と記入する。なお、判明した時点で必ず修正を行うこと。
- 「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1 損壊

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」、「一部破損」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

2 浸水被害

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「床上浸水」、「床下浸水」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「対処状況」について、「対処完了」については、その対処方法等についても簡潔に記入する。
なお、床下浸水等で対処が不要な場合も「対処完了」とする。

3 非住家被害

- 「種別」、「名称・詳細」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

3 交通規制（道路被害）状況【様式3】

交通規制（道路被害）状況											様式3					
整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制(報告)開始	迂回路	規制延長(km)	規制解除(予定) (復旧見込み)	備考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。
 ※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りとは分かれれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。
 ※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われている場合は「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。
 ※交通規制を伴わない道路被害に関する報告は、(例)道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。
 ※道路被害を伴わない交通規制に関する報告は、(例)道路冠水や倒木による道路規制。
 ※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

4 その他の被害に関する状況【様式4】

その他の被害に関する状況										様式4
整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。
 ※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

5 避難勧告等発令状況【様式5】

整理 番号	避難指示等発令状況										様式5	
	避難勧告等発令区 分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属		連絡先
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

様式6-1

保有備蓄物資一覧

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の重 量(kg)	1梱包単位の 入数	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
例	千葉市	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

6-b 集積拠点候補地【様式6-2】

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積 (㎡)	屋根	荷役 機械	大型(10t) 進入可否	受入人数	官/民
例	千葉市	〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1	35.1111111	140.1234567	***-***-****	54,000	あり	あり	可		官
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

7-a 避難所情報【様式 7-1】

避難所情報

※繰越経産は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積 (㎡)	想定収容 人数	指定 避難所	福祉 避難所	構造条件			立地条件				交通 条件		
													出入口	トイレ	水道	洪水想定区域	土砂災害 警戒区域	津波浸水区域	崖崩れ 危険区域		消防 危険区域	
例	〇〇市	〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	35.11111111	140.1234567	〇〇市長	〇〇〇〇課	***-***-****	500	250	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						

No	市町村	施設名	住所	耐震性		耐火性		非常災害時の 耐震化		備蓄物資													
				○	○	○	○	食品(食)	飲料(L)	毛布(枚)	トイレ(基)	寝具(つ)	生理用品(枚)	マスク(枚)	手指消毒液	非常災害電話	衛星電話	燃料	生活用水				
例	〇〇市	〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	○	○	○	○	○	○	1000	500	250	10	300	300	200							
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

7-b 避難所開設情報【様式7-2】

様式7-2

避難所開設情報

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積 (㎡)	収容可能 人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
例		〇〇市総合体育館	〇〇市××町1-1-1	***-***-****	500	250	3	10	5	15	毛布	12/1 15:00	12/2 21:00
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

8-a 消防庁様式【第1号様式】

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-b 消防庁様式【第2号様式】

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人		
		そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-c 消防庁様式【第3号様式】

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

8-d 消防庁様式【第4号様式（その1）】

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____											

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



柏市地域防災計画 資料編

令和6年3月

発行／柏市防災会議

編集／柏市危機管理部防災安全課